

令和5年3月第2回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年3月15日(水)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

3番 永野 栄一議員

- ①地域支援員について
- ②地域おこし協力隊について
- ③広報誌のカラー化について

4番 松繁 美和議員

- ①地方自治の本旨に基づいた町政運営について
- ②有害鳥獣駆除対策について
- ③ふるさと納税制度について

9番 吉川 裕三議員

- ①町長の政治姿勢を問う
- ②本町の子育て支援体制の更なる拡充について問う
- ③令和5年度予算編成を踏まえ、本町の財政について問う

10番 岩本 誠生議員

- ①町長の政治姿勢と行政に対する信頼について
- ②防災関係について
- ③教育関係について

開会 9：00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

議事日程に入ります。

~~~~~

日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生君）日程第1、一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

3番、永野栄一君の一般質問を許します。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）おはようございます。

すっかり春の気配が漂ってきたところですが、本日は議長のお許しを得ましたので、通告の3問について質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目めの地域支援員についてと書いてありますが、予算書あるいは総務省のあれでは集落支援員ということですので、地域ではなくて集落支援員についてという質問が1問目、それから2問目が地域おこし協力隊について、3番目が広報紙のカラー化について、今回は質問をさせていただきます。

さて、昨日の同僚議員等の質問に対して町長がどのような町にしたいかということについて、多分魅力ある町にしていきたいというように答弁をされたと思います。この魅力ということについては、個々の個人、個人の感覚だとか、いろいろあるわけで、町長の魅力ある町というのはどういうものかというのが伝わってこなかったわけです。今回、そういうことも含めまして、3番目の広報紙の在り方についての答弁を願えたらと思います。

それから、本山町としての大きな課題、ずっと言い続けているわけですがけれども、急激な過疎化というのがやはり一番大きな問題で、これによって経済活動だとか地域の活動等を含めて縮小化して、魅力のないような町になっているような気が私はしております。この前も嶺北中学の卒業式に行ったわけですがけれども、やはり子どもが少ない、少子高齢化というのが大きな問題であろうと思います。

そういった意味で、いろんな施策を各年度ごとに計画をして、どうにかそういった問題を解決していくということをやっているわけですがけれども、1問目と2問目については、集落を支援、地域おこし協力隊、基本的に言えば外部等の力を借りながら、そういったことを補助的な施策としてやって、最終的には本山町の住民で何とか本山町がいいと、残って仕事をしたい、本山町のために働きたいというのを育てていくのが理想的な本山町だろうと思います。

ということで、まず最初に、カンフル剤といいますか、いろんな施策の隙間を補うための集落支援員について質問をさせていただきます。

昨年11月より、集落支援の目的で職員2名を配置して業務を行っています。業務内容については、基本的に道路の維持だとか住民の意見の集約というふうな、そんな細かい業務について実施していると聞いていますが、住民にとっては大変助かっているという声も聞いています。

同僚議員の昨日の質問に対して、これから分析をされると答弁されておりましたけれども、現状、今の感覚としてこの集落支援についてどのように町長が捉えているかということについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）おはようございます。

3番、永野議員の一般質問にお答えします。

人口減少と高齢化の著しい本町におきまして、集落やコミュニティー活動の維持は年々困難になってきております。また、地域での町道清掃作業なども人手が足りない、地域行事を継続していくことが困難という声も上がっております。

このような状況を踏まえまして、集落機能維持のため、国の集落支援員制度を活用して、町道の巡視による維持管理や簡易な修繕、また独り暮らしの高齢者などへの見守り活動を実施することで地域課題の解決につなげるという取組を積極的に進めたいということで、昨年11月から2名を採用して取組を進めてまいりました。

まず、支援員の顔を覚えていただかなければならないということもございまして、昨年12月の区長会でも2人を紹介して、地域へ出向いた際にはよろしく申し上げますというふうをお願いをしたところでございます。

また、支援員の2人も地域で本当に積極的に声かけをしてくれておりまして、当初の目的に沿って頑張っていただいているというふうに思っております。議員からの大変助かっているとの声も聞くという今のお話は、私としてもうれしく、また支援員のモチベーションもより一層上がるというふうに私も思います。

今後につきましては、11月からですので、まだ5か月足らずの活動でございますので、現状の取組を勘案しまして、支援員の増員などについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ありがとうございます。

大変この制度はよかったんじゃないかなと思いますが、まだまだ集落支援員として活動しないといけない業務は多いと思います。

総務省の集落の維持・活性化に向けた取組の例として、今、町長が言われたほかにも、伝統文化の継承だとか、集落自主活動への支援などということで、具体的にそういうことを挙げているわけですがけれども、集落支援員に対して区長等が要望、こういうことをやっていただきたい、あるいは町のほうからもそういった、これをやっていただきたいというのがあると思います。だから、業務をこれ、これと決めるのではなくて、区長に対してどのように集落支援員を活用していくのかということの説明されたか分かりませんが、やはり住民の声、こういうことをやってほしいということに対して、それもいいというような集落活動員の活用の仕方がいいのではないかと私は思うわけです。

どうも、例えば先ほど言った伝統文化の継承だとか道づくり、あるいはいろんな細かな地区の事情に併せた行事等がある手助けですよね。各地区でやっていっている状況であれば特に問題ないわけですがけれども、その都度、都度、住民の方の予定だとか、それから健康状態だとか、いろんなことがあってそういった行事ができない、あるいは活動ができないというところがあるわけですので、取りあえずどういうことを手伝っていただけないかという、その調査からまず始めてやらんと住民の負託に応えられないんじゃないかなと。先にこれこれの仕事だけということでは、なかなか集落支援にはならないんじゃないかなと思うんですが、町長のお考えはどうでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

ご質問の趣旨はよく分かります。地域のニーズに沿った集落支援員の活動ということだと思います。

ただ、集落支援員で本当に偶々のことまで対応できるかということとはなかなか難しいと

ころも私はあるんじゃないかというふうに思います。伝統文化の継承とか集落活動とか、本来の業務の中で、いわゆる社会教育とか、そういう町職員としての本来の業務の中にもそういったことを考え、地域と一緒に実施していくということも必要ではないかと思しますので、集落支援員にそういった活動全てをとというのは、なかなか地域のニーズを全て把握してというのはなかなか厳しいところがあるかと思えます。やっぱり、今、そういった、今は道づくりなんかについて人手が足りないとか、地域活動になかなか継続していくのが困難という声が上がっている中で、何とか少しでもその解消につながればというふうに思って、この集落支援員制度を活用したところでございます。

今後、いろんなニーズを把握する中で、集落支援員としてこういう活動ができるんじゃないかということを考えて、増員とか、それから対応、今、そうなってくるとかなりの人数が要るんじゃないかというふうには思いますが、なかなか現状、一度やってみて、今後、確かにこういったニーズについては集落支援員で解決できることがあるんじゃないかというふうなことについては、そういう集落支援員制度を導入してやっていきたいというふうには考えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） 昨年の11月からということで、まだ試行段階というところがあると思えます。一応、総務省のこの集落支援員の活動としては、まず、集落点検の実施ということで、町職員と協力し、住民と共に集落点検の実施と。その集落点検とは何ぞやということについては、住民と住民、それから住民と町との間の集落の現状、課題、あるべき姿等について話し合いを促進していくと。その中で、いかにして集落の活性化を図っていくかというところがあります。だから、そういうことを踏まえて、やはりもっと広い支援の在り方、住民の声を聞いて支援員のこの制度を活用していくべきではないかと思えます。

今、2名です。少なくとも自分が聞いている業務内容からいったらまだまだ少ない。できれば東部、中部、西部のようにして3チームぐらいを将来的に拡充させて、総務省の支援の財政措置があるわけですので、こういった活動はどんどん使って、住民のため、あるいはその人たちが外部から来た場合は当然人口増にもなりますし、そういった雇用の場にもなりますので、ぜひ将来的なことも考えながら、業務内容も広く増やして人材も増やして行って、町職員が目の届かないところ、そういったところを補助するような活動をしていただきたいと思えますが、今後、その基礎となる住民の声をもうちょっと集落支援員に対する要望等を聞くようにしていただきたいと思えますが、町長のお考えを再度求めたいと思えます。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

ご指摘のところはもうそのとおりだと思います。この集落支援員を導入しようと庁議で話ししたときに高齢者の見守りを論議しましたがけれども、そのときに、やっぱり高齢者独り暮らしのところ、家の周囲とか草刈りなんか非常に大変になっているんじゃないかと、そういった生活の維持も困難になってきているところもあるんじゃないかとかいった、そう

いう状況把握もした上で、町としてできることを何か考えていかなくちやならないんじゃないかというようなことを庁議でも論議をしました。

今後、ご指摘いただきました区域分けをしたりして支援員を増員していくということについては、今後、庁議の活動でも論議をして検討してまいりたいというふうに思います。増員については、しないという考え方は全然持っていないで、そういう体制とか事業の実施、どういことをやっていくのかということが方向性として定まれば、やはり増員もしながら取り組んでいかななくてはならないんだろう。なかなか応募してこられる方がいないという困難性もありますけれども、そういうことはありますけれども、増員を検討していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） ぜひそういった方向で検討していただきたいと思います。

では、次。

○議長（岩本誠生君） どうぞ、次に進んでください。

○3番（永野栄一君） 2問目、地域おこし協力隊についてです。

今般、浜田県知事は地域おこし協力隊の受入れを2倍に増やすということをおられました。この地域協力隊というのは、当然都市部から来られて過疎化対策にもなるし、あるいは経済活動、地域活動の一つの手段として有効な手段だろうと。これも先ほどの集落支援員と同じく総務省の財政措置が取られるわけですので、どんどんやはり活用していくべきだろうと思います。

そこで、現在のところは林業を中心に地域おこし協力隊の募集をされているわけですが、本町としては今後どのように地域おこし協力隊を採用していかれるのか、方向性をお聞きしたいと思います。これは、町長がどのようなまちづくりをするかによって募集対象が変わってくると思いますので、まずその答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君） 3番、永野栄一議員の質問にお答えをいたします。

本町では、平成22年度より36名の地域おこし協力隊員を受け入れ、集落活動センターの立ち上げや支援、農林業への従事など、地域の活性化、産業振興等に尽力をいただいております。また、任期3年後の地域への定住率は64%となっております。

このような状況の中、議員もおっしゃいましたけれども、県は令和5年度の中山間対策の担い手確保対策として、3年後には地域おこし協力隊員を現在の2倍、500人にすることを目指しており、情報発信の強化やサポート体制の充実を図っていくというふうにしております。

本町の5年度の計画では、6名の協力隊員の受入れを計画しております。人数のみでいいますと、任期3年、年6人の受入れで、3年後には本年度末の隊員数9名の2倍の18名の隊員確保となりますけれども、やはりこれは人数だけではなく、本町で活躍できる場所をいかに確保するか、そして地域の活性化、産業振興等にどのように結びつけていくかというこ

とが大変重要になってくるというふうに考えております。協力隊員の才能、能力、夢と希望等をマッチングさせて、定住、定着へとつなげていくことで地域の活性化につながればというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ということで、町長の言われた魅力ある町って、本山町に行ってみないなというふうなまちづくりが必要だろうと思います。

先ほど言いましたように、今までは第1次産業、農業とか林業を中心の地域おこし協力隊の採用、募集でした。

これからの時代ってというのは、やはりデジタル、IT社会、情報社会になります。教育の問題もありますし、町の仕事としても、多分そういった専門職というのがやはり必要じゃないかと。これからリモートワークもできるような社会にもなるだろうと思いますので、やはり情報処理の資格を持った、あるいはいろんな国家資格、今回、宅建を持っている人が1事業者おられるということですが、いろんな仕事をするのには、やはり専門の国家資格を持った人がいて、いろんな経済活動を回すときに、あるいは起業をするときには必要だろうと思います。

そこで、町長がどういうまちづくりをしたいかということにかかってくるわけですが、やはり現状も見ないかんですけれども、将来どういような本山町にしたいかということも見る必要があります。

ということで、現状の1次産業を主体、これは多分続けていくべきだろうと私も思いますけれども、この際、地域おこし協力隊を2倍採用するという目標を県が出したわけですので、そういうところを含めて新たな人材の確保、将来に向けた人材を獲得するためにどうしたらいいかということは検討すべきじゃないかと。特に教育というのは、やはりこれからそういったコンピューターや、それからいろんなITを使うような授業も必要になるかと思えます。ぜひそういった特技を持った人、技術者を私は地域おこし協力隊で求めていくべきだと思いますが、町長のお考えを求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 答えします。

今までの協力隊については1次産業が中心というふうに、確かに林業、それから林業をやりたいという都市部の若者もいるというのも実態でございまして、ぜひこの嶺北地域、本山で林業に従事するという経験の積んで林業に従事してもらいたいということで、林業、それからビジョンの今後の推進につきましては、昨日も話題になりましたけれども、フォレスターの育成とかということで、林業事業者と行政をつないでいただいて、地域で林業を推進するというような、そういった産業振興という意味でも非常に協力隊の皆様には期待もしていますし、活躍もしていただいている。

定着率が64%ですか、これは見方によりますけれども、割と高いほうじゃないかなと私

は思っておりますが、それでもやはりそれをもう少し上げていくと。それから、協力隊の方が地域に残られて、集落活動センターなんかで活動の本当に中心として地域に残られて活動していただいておりますけれども、本当にそういう意味でも非常にありがたいなというふうに思っています。

今後につきまして、デジタル化の問題、それから教育、魅力化の関係でも協力隊も募集もしていますけれども、協力隊ではないですけれども、寮で今、公設塾のほうで生徒も指導してくれている方なんかも確保をしております、そういった意味でも、非常に教育面でもそういう活動が続いているということでもあります。

専門性を持った方、この本山町でどういうところが必要、フォレスターの問題は専門性という意味ではそういうことだろうと思っておりますけれども、今の町のまちづくりに沿った活動を、協力隊だけじゃないですけれども、コネクトマッチ、そういった活動をしていただく、まちづくりをマネジメントしていただくという方なんかも今、採用しようということで進めておまして、いろんな人材を活用しながら町の活性化、元気につなげるということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） 確かにまちなか活性化についてもアドバイザー制度を利用していると思います。先ほど言われましたように、総務省の外部専門家制度等を活用していただいて、どんどん新しい地というか、起業になるような人がどんどん出てくるような施策をしていただきたい。今、旧東部保育園跡でもIT関係のシェアハウスが満杯ということでもありますので、そういった人たちがどんどん増えていけば、また新しいコンテンツができるだろうと思います。

例えば、二、三十年後は今の職業の半分ぐらいはなくなるだろうと言われていたことですので、今も大事ですけれども、将来的なところに目を向けないと、やはり本山町はもっと魅力ある町というか、雇用ができるような町にはならないだろうと思っておりますので、ぜひそういったところを念頭に入れながら、先ほども言いましたが、農林業、農業を大事にしながら、なおかつもっと広い将来を見据えた、そういった外部招聘、あるいは地域おこし協力隊等を募集していただきたい。そのためには、やはり魅力あるような環境づくりが必要だと思っておりますので、そういったところを今後の施策に生かしていただきたいと思っておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

やはり本山町は元気そうやと、外から見て、私たちも本山へ行って一緒にやってみたくてというふうに思ってもらえるようなまちづくりを今後進めていかなければならないというふうに思っています。

そういう中で、本山町でいろんな事業展開をしてみたいと思っただけのようなこと、町中でもシェアオフィスの問題なんかでも、やはりもう少し広げていける可能性も今、いろ



んな論議をしていただいておりますけれども、活性化委員会では、町なかの空き店舗なんかも使っても、そういったシェアオフィスとか、そういうこともできるんじゃないかというようなこともお話しされておりますけれども、いろんな可能性を考えながら、やはり、それから情報発信も僕はすごく大事じゃないかなと思っております、次の話題に振っているかもしれないけれども、ああ、本山、こういうこともやっているんやということについて情報発信の中で、魅力を内外に伝えていきたいというふうを考えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ぜひその方向で、いろんな人の意見、あるいは今後のことも踏まえて、外部専門家制度等の意見を聞きながら、どのようなまちづくりをしていきたいかということとを明確にさせていただいて、施策に生かしていただければと思います。

先ほど町長も言うておりましたが、やはりそういった施策等については、住民の協力も理解も必要です。どのようにして情報発信していくかということについて、3番目の広報紙のカラー化について行きたいと思っております。

○議長（岩本誠生君） どうぞ。

○3番（永野栄一君）いろんな情報発信、情報共有の仕方があります。今、町長がやっておられる住民との懇談もそうですし、こういった会議の中で住民が知っていただける。町長がこういうふうに本山町をしたいんだなど、こういう施策をしていっているんだなどということが広く知れ渡ると思っております。

その一つの方法としては広報紙があるわけです。この広報紙というのは、その地域に暮らす住民に必要な情報を届けること、あるいは活動状況などを広く広報する役目があると私は思っています。

そこで、町長の広報紙に対する考え方を聞かないと、ちょっと質問が前に進みませんので、町長が考えている広報紙の役割をどのように思っておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

すみません、カラー化のことで答弁を考えておりましたので、実は答弁書を私のところで作っておりませんが、広報は、本当に私は重要な媒体という表現がよろしいんでしょうか、だというふうに思っています。

これはもう古くから広報の重要性というのは言われておまして、社会教育という意味でもそうかもしれませんが、住民に情報を共有するという意味では、広報紙の重要性は非常に大きいというふうに思っております。今、町では何をやっているのかとか、どういう行事があったのかとか、イベントの広報だけでは、いわゆるそのイベントをやりましたという連絡だけになってしまいますので、そうじゃなくて、本山町でどういうまちづくりをしているのかとか、どういう少子化対策をやっているのかとか、そういったことを住民に知らせていくということが重要でして、そういう意味での、今、SNSもありますし、いろんな

そういう情報発信ツールというのはありますけれども、やはり住民の皆さんに見ていただくと、目で見るという活字も私は大事じゃないかと、SNSだけでは駄目じゃないかというふうには思っています。

ただ、SNSの重要性というのは、これはもうこの時代に歴然としたものがありますので、そういう情報発信もしていかななくてはならないということは感じています。ホームページでも、そういう形でリニューアルもしましたけれども、今、本山町、少しでも行政の活動をこんなことやっているんだということが分かっていただければと思って、毎日日記も書いていますけれども、そういったSNSも使いながら、でも住民の皆さんの手元に、住民の顔も見えるような広報紙というのは非常に重要なものだというふうに私は捉えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君） ありがとうございます。

広報紙は重要であると。確かにSNSと言われましたけれども、やはりSNSをやっている人とやっていない人がいますが、広報紙については、各住民といいますか世帯に配られ、あるいは町外については関係団体等に配布されているわけですので、必ず見られると。ただ、中身まではどうかというところが問題なわけです。

一応、広報紙としては、町の広報もとやま、それから教育委員会の広報紙をやっておると思いますが、議会でもやっています。編集者は、どうしたらこれを見ていただいて分かりやすい広報紙になるかというのは常に考えているわけです。そういう意味で、いろんなところに工夫がされていると思います。

要は、編集する我々の都合だけではなくて、住民がどういうふうに捉えているかということがやはり大事だろうと。これを来て、読んでいただかなければ、幾ら一生懸命編集者がしても、なかなか広報紙としての任務が達成できていないんじゃないかと思います。自分たちの思いと編集者の思いと、そして住民が見て分かりやすいところまで持っていかないと、広報紙の役割は果たされていないだろうと思います。担当編集者としては、住民の声を基にPDCAサイクルを実施しながら構成や表題、表現方法など工夫を凝らして、多くの住民に読まれ、情報が分かりやすく、かつ正確に伝えられる広報紙を目指しているというふうに思います。思いますし、私たちも一生懸命それをやっているつもりです。

ただ、構成や表現方法だけでは、なかなか人の目というのは読んでやろうということにはならない。例えば今、本山町の広報は、議会も一緒ですけども、表と裏だけがカラーになっています。こう見て、普通に見えるわけです。だけれども、開いてみると、中身は白黒になっています。人間の目というのは、一応、この世界ではいつもカラーを見ているので、白黒って違和感がどうしてもできるし、コントラスト、見にくいというか、強弱はできない。それと、写真の画像の量にもよるかもしれませんが、白黒だと、自分が編集してやってもはっきり、ちゃんとしたカラーでは理解できるようなところも、白黒では、あれ、表現がちょっと違うなって思う。人間って、一見は百聞にしかずってよく言われますが、やはり写真のイメージっていうのはなかなか人間にとっては強烈なものがあって、伝える力、

表現力は物すごくあるわけです。だから、それを言葉だけでやると、なかなか理解してもらえないところがあります。

我々も編集するときは、写真にある程度ちょっと注釈を加えて、より一層伝えたいことを伝えられるわけですが、編集者の担当している方の努力に報いるためにも、やはり本当の意味の広報紙、みんながこれって読みやすいねっていう、あるいは分かりやすいねっていう広報紙を作るのには、やはりカラー化も一つの方法じゃないかと思いますが、町長はこのカラー化についてどのように思っているのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）永野栄一議員の質問に対し答弁を申し上げます。

広報紙ですが、議員もおっしゃられましたように、重要であるのは正しい情報を伝える。施策情報であり、社会生活情報、災害情報など、多岐にわたりますが、確実に分かりやすく伝えることが重要だというふうに考えております。

また、地域内はもとより、地域外の方に地域や自治体の魅力を伝えることで、結果、観光客、あるいは交流人口による地域の活性化などにも結びつくというふうに考えておまして、また地域の資源、人、つながりや住民の協働を創造していけるというような役割もあるのではないかと考えているところです。

やはり住民が見て分かりやすいというのは、議員がおっしゃられたとおりでございます。まだまだ工夫しながら、職員で協議をしながら、そのときのまちづくりでありますとか、そういうものの記事を載せさせていただいているところです。

広報紙のカラー化につきましては、年間12回発行で、議員おっしゃられましたように表紙と裏表紙がカラーの2面で、あとは白黒の印刷ということで、年間12回の発行でございます。

広報の内部は、やはり行政情報として少ない文字数で表記することを編集の中では心がけておりますが、どうしても文字が多いページもございます。現在作成している内容も確認もしていきながら、カラー化について提案のあった内容については、記事の内容も検討して、やはり写真、カラーが分かりやすいかなということは同感でございますので、カラーのほうがいい記事が、そちらのほうが紙面が多くなるという判断になれば、内部でもカラー化に向けて具体的にそういうふうにしていくように協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ぜひ編集者の気持ちと、それから住民のあれですね。もう見てあれだと思ってしまうわけですが、ほかの県とか、いろんなほかのところ、全部調べていないから分からないわけですが、ほとんどのところがもうカラー化しています。

カラー化にすると目立つわけですね。だから、編集者のほうも、このことによって強調したいことがここに記載できるし、読むほうも、ここが強調されているのでふっと目につくわけです。ということは、何書いてあるのかなって読めるわけですが、こういうふう

にだらんと、これ、だから平板な感じですよ。凹凸がないというか、何か目に強調されるところが、なかなか人間の目として映らない。

だから、町長がやっている施策、これからやる施策等について住民等に情報共有をするためには、やはり見てもらうことが大切ですし、やはりそういった目玉の施策については深く強調して、理解して協力していただけるというような役目も広報紙にはあるわけですので積極的に、表と裏はカラー化しているわけですので財政的にはそれほど大きな、何倍もするようなことにはならないだろうと思うわけです。できるだけ、そういった町長の施策、こういった本山町を魅力化にしているというようなことを伝えるためには、やはりその手段のほうが私はいいと思うわけです。

よそもやっていないんだったら、本山町が先頭を切ってということでそれがいいわけです。もう本山町くらいしか残っていないぐらいになって、何かガラポンすかしたような広報紙になっているというのも、妙にひけるようなんです。せめて広報紙として有効的に活用できるというか、生かすためにはやはりカラー化が必要だと思いますので、積極的な検討会というのを開く、あるいは住民の声も聞いていくというような態度で今後の対応をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

もう本当に広報というのは奥が深くて、読んでいただきたいと思って編集作業、担当者は常に誰が広報担当になっても、その思いで編集はしておりますけれども、読んでいただける住民の方の広報に対する思いということも先ほどご指摘ありましたけれども、そういうことも考えて、いわゆる求められるものということもあると思いますけれども、今、編集委員会で、庁内の、この広報の編集作業をやっておりますけれども、そういうところでもこのご提案を検討してまいりたいと思います。

よく広報は、やっぱり行政情報だけじゃなくて、住民の顔が見える、住民の方にお知らせしていくという、こういう方がまだまだ頑張っているとかいう内容、そういったことも非常に大事でして、そういった編集についても工夫を今後しながら、編集委員会でも論議しながら、カラー化についても編集委員会でも論議をしてもらうということをしていきたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ぜひそういった前向きな姿勢で検討していただければと思います。

せっかく作って出すわけですし、町長の思いを住民の方、あるいは先ほど言いました地域おこし協力隊とかアドバイザー、都市部の人にも理解をしていただくためにも、やっぱり見てもらえる、分かりやすい広報紙というのが重要だと思いますので、編集者、住民等の意見も聞きながら、積極的な広報紙、分かりやすい広報紙になるように努めていただきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）終わりますか。

これをもって、3番、永野栄一君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）続いて、4番、松繁美和さんの一般質問を許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ただいま議長のご指名をいただきました。ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、地方自治の本旨に基づいた町政運営について、何点か町長及び教育長の見解をお伺いしたいと考えております。

まず最初に、地域懇談会の場合は行政への関心度の高まり、また住民参加の町政へとつながるものだと考えております。そして、職員が地域に出向いて住民と懇談することも町政運営にとって有意義と考えております。地域懇談会の実施についての町長の考え方を問います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）4番、松繁議員の一般質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、地方自治の本旨は、団体自治と住民自治の二つの要素からなるというものはご承知のとおりでございます。

地方自治体の行政運営につきましては、二元代表制である、共に住民の直接選挙で選ばれた首長と議会議員が対等機関として地方自治、行政運営に当たっております。

また、住民自治という理念でいえば、行政への参加、住民参加、参画の仕組みが重要となっておりまして、今、進めております住民の皆様を委員とするまちなか活性化推進委員会や農村RMO、森林・林業ビジョンを推進するなないろの森推進委員会、それから若者が集う場づくりなど、取組は住民参加、住民自治の取組の一つでもございます。

議員ご指摘のとおり、地域懇談会も同じく住民参加の町政につながるものと考えております。また、町職員が若返り、町外からの採用も増えてきています。地域に出向き、地域を知り、住民の皆様とつながるという取組は非常に有意義だというふうに私は考えております。

また、コロナ禍前には、地域に出向いて膝を交えて交流する地域交流会というものを実施しておりましたが、現在、中断をしております。それぞれ有意義な取組でありますので、再開に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

ぜひそういう、コロナの問題もありましたけれども、コロナがあっても、なくても、行政を進めていかなければなりませんので、そういった場を工夫しながら進めていただくこと、そして町長答弁にありました住民参画の仕組みというのは、既に言われたように、まちなか

活性化委員会などを進めておられること、これは大変私としても評価をしているものです。くどいようですが、この中に女性の活性化委員会などがあれば、またさらによろしいかと思いますが、次に行きます。

○議長（岩本誠生君）どうぞ。

○4番（松繁美和君）次っていうか、その同じ項目の中で。すみません。

全ての町民が平等に参画できるという観点、今、少し町の要請があつて、まちなか活性化なんかだとか、そういうのをやっている、言わば町が主導でつくった委員会ではありますが、これは、私は中高生による議会を通年で成形するというような取組です。

過去にも一定、模擬国会のような形で、中学生、高校生などが議員になって一般質問するというような取組もあったかと思えますけれども、私は、少しいろいろ調べておりましたら、山形県遊佐町というところでは、もう20年になるそうです。始まりは、やっぱり少子化の中で、子どもたちが地域離れが起こっていると、そういうような中で、やはり子どもたちが住民参加のまちづくり、これが大事じゃないかというふうに当時の町長が少し海外の事例などを参考にしながら取り組んだようですが、これは本当に面白い取組なんです。自ら立候補するんです、子どもたち。中学生、高校生が有権者です。その中から町長を1人選びます。そして議員を10人選ぶと。そして議会事務局もその有権者、中高生から選ぶと。これは、町にある中学校、高校の生徒だけではなくて、町外へ行かされているこの町出身の中高生も含めるという形でやっております。それで、そこにはさらに独自に使える予算も持っております。直近では45万円というふうに聞いておりましたが、この45万円の予算をどう使うかという、本当に今、私たちがやっているような議会と同じような取組をやっているわけです。

これをすることによって、この町では、今、18歳から選挙権になっておりますけれども、選挙の投票率が上がったということで、社会の関心を持たせることを一段、そういったことも成果が上がっていると思えます。この少年議会を支えるのは、社会教育関係の若手の職員が、若手じゃなくてもいいんですが、職員が支えているということになります。

この取組を、やはり子どもの権利条約ということもありますけれども、子どもたちも有権者じゃないからということではなくて、そのまちづくりの主人公にしていく、こういう取組も大事ではないかと思えます。

一つこういう実践も本山町で取り組んでみることに、これも一つの工夫ではないかと思えますが、これについても、この是非についての、まず見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）松繁議員の質問に対し答弁を申し上げます。

お尋ねのありました中高生のまちづくりの参加型の取組でございますが、山形県遊佐町、私も参加された中高生が町を学び、町内愛、人との関わり、その中での成長されていくような内容のものをちょっとだけなんです、その内容を少し見せていただいたところです。これは、もう少し勉強させていただきたいなというふう考えているところでございます。

すぐに本山町のほうで、同じ内容を求めているのではないと思いますが、こういった形で取り組めるのかどうかにつきましては、検討が必要かなというふうに思っております。中高生がいろんな活動の中で自分たちが主体となって取り組んでいくような、成長に結びついていけるような、そういった活動の支援をしていけるように、そういう取組にも検討していきたいというふうには考えております。

現在、学校では、若干それとは違うかもしれませんが、中学校では、総合の時間に地域を知る、あるいは産業を学び、研究、課題解決を目指した実践活動もしております。その中で、今週18日には、その成果をモンベルのほうで林業を通じた商品開発、そういったものの地域での提案もするといった実践的な活動もされているわけでございます。

そして、中高一貫の中で嶺北高校においても、そういった活動をさらに深めていくと、自分の提案をさらに深めていくといった探求する学習も展開もされておりますので、そういった活動も含めて、地域で子どもたちが主体的に活動していけるような支援といたしますか、そういったものを現在は進めているところでございます。また、より研究していきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

実際、その少年議会で経験をした方の、少しその発言というか、感想などを紹介させてもらいたいんですが、この方は2016年、中学校の2年生のときに議会の議員に当選をしたそうです。その2年後の高校1年生になって、今度は町長に当選をしたということですが、この変化が面白いと思うので紹介させていただきます。

その中学のときの少年議会の議員であったときには、どうやって外の人たちに遊佐町をよく見てもらうか、興味を持ってもらえるか、言わば外向きの考えが軸だったと。ところが、高校になってからは、外の人より町の人、同じ学校に通っている自分たちの仲間が、生徒たちが自分の町を本当に好きだと思っていることのほうが大事だと思うようになったと。この人の言い方として面白いんですが、言わば内向きのまちづくりになったと。内向きというと、何かちょっと否定的なときに使われますけれども、そうやってやっぱり町を愛するようになった。そして、一度は出ていっても、またこの場所に帰ってきたいと思えるようになった、そういうようなことを中学生、高校生が学んでいく、本当に素晴らしいことだと思いますので、研究をしていくということですので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それと、これも私は一つの公民館活動だと思っておりますが、町長も最初に社会教育のことに触れられましたが、公民館活動についてもお伺いをしたいと思っております。

公民館活動は、住民自治、そして主権者教育の場、民主主義の育成の場としての役割を担うものと考えております。公民館活動の在り方について、町長及び教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）公民館活動でございますが、公民館への提言につきましては、憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、教育基本法が制定されております。

その教育基本法に基づいて社会教育法が定められており、定義として、「主として青少年及び成人に行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」となっております。

その社会教育法の第5章第20条に公民館が位置づけられておりまして、「住民のために、生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」としています。

活動の在り方につきましては、住民による住民主体の活動に結びつく、あるいは教育の場づくりとなるように進めていく必要があるというふうに考えております。

現在、各社会教育分野だけではなく、役場のまちづくりでありますとか健康づくりでありますとか、いろんな課の中で人材育成、あるいは様々な地域の人づくりの事業、あるいは研修会も行われているところです。そういったことも、社会教育の中でも徐々に変化もしてきておりますので、そういったことも便宜を取りながら、どういうふうに進めていくのかをもうちょっと整理する必要があるのかなというふうに考えております。

現在、公民館の活動につきましては、現状を考えますと、この公民館に位置づけられた事業としましては、プラチナセンターでおおむね実施をしているというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

教育長が憲法に基づいたということで触れられましたので、少しそのことについて私もお話をさせてもらいたいと思うんですが、日本国憲法制定時に新しく11の章から構成をされた現在の日本国憲法ですが、その第8章に地方自治もあるわけです。

この地方自治ということは戦前の憲法には規定されておりました。なぜこの地方自治が掲げられたのか。それは、日本国憲法の主たる三大と言われております恒久平和、国民主権、基本的人権、この三つをどうやって具体的に進めていくか。これは地方自治の場ではないということから、地方自治が新たに加わったものです。

国民、住民がやっぱり生活を営むためのものに国民とか町民、県民という言い方はしますが、国民というよりは、町民がいて、市民がいて、そして国民へとつながっていく。実際に暮らすのは、その一番の基礎自治体であるからです。

大変、教育長が教科書どおりの答弁をしていただきました。そのことをどう実践していくか、これがやっぱり大事だと思っております。こういうふうに、やはり戦争の反省からでき

た日本国憲法、これを国民のものにしていくための努力を種々のところすべきですが、私は、まだこの憲法の要請が追いついていない、まだそういう状況にあるというふうに思っております。

それはなぜかという、しつこいかもしれませんが、ジェンダーギャップの問題です。ジェンダー平等も掲げられましたが、これも戦前は女性に投票権がありませんでした。参政権ございませんでした。ところが戦後はできたということで、社会教育の中でかなり中心的に位置づけられているのが女性の主権者教育です。これは公民館が担ってきたわけです。

そういったことから、じゃ、振り返って今どうかというと、世界的なランクでどの数字を見ても、日本のジェンダー平等の女性の地位の向上の数字を見ると大変低いです。特に政治の場、そして経済の場への女性の参加率が低いということは、もうご承知のとおりかと思っておりますので、そういった意味でも、女性の行政推進のための事業は大事だということを加えて申し上げておきたいと思っております。

それで、主権者教育をしていく場を持つ行政としての、この質問通告では次の項目に行きますけれども、職員の働き方、そういった意味での職員研修が私は大事だというふうに思っております。地方公務員に限らず、国家公務員も含めて公務員は、仕事を始めるときに憲法15条と99条の精神を持って仕事に励むということを宣誓しております。

そういうことからいくと、職員研修の在り方は、住民参加の行政運営を進めていく上での必要な職員研修、これについてはいろんな職員研修、種々取り組まれているとは承知しておりますが、地方公務員として最も重要と思われるのは、昨日町長も言われました地域住民の繁栄なくして自治体労働者の真の幸せはないと、こういった姿勢ではないかと思っております。これは、先ほど私が申しました、取りも直さず憲法15条、全体の奉仕者、憲法99条、憲法遵守義務、それに基づくものだと思います。

これは、憲法を守って仕事をしていくということは、それぞれの職員が単に法律を守ることではなく、行政運営が主権者である住民の権利、憲法の要請にかなっているか、仕事内容に即した職員研修となっていかなければならないと思っております。これにつきまして、町長の考えた研修の在り方について見解を求めます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議員ご承知のとおり、憲法は国の在り方を定めた最高法規であります。憲法の三大原則、先ほど話がありましたけれども、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が柱になっているということ、これはもう基本中の基本であります。

職員採用時の宣誓書のことですけれども、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓いますというふうに宣誓書ではなっておりまして、そういうふうに宣誓をします。

また、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公平に責務を執行することを固く誓いますという

ふうに宣誓しております。憲法を遵守し、地方自治の本旨に基づく職務に当たるというふうに宣誓したものでございます。

職員研修ということでございますけれども、これは本町では長い歴史がありまして、一方的な研修はしないということ、極端な話、もし研修でも、一方的に憲法の研修をするというふうにはしていません。町議の代表と職員の代表によりまして、職員研修委員会というのを設置しております。その時々話題や行政課題などについて、その研修委員会の中で研修計画を立てて実施をしておるものでございます。これが、もう非常に長い歴史が本町ではございます。そういう形で研修を実施してきたというところでございます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

そして、職員と執行部側が出し合って共に研修するというをお伺いしました。その成果として、それが住民に対する姿勢につながっているかどうかということをお話をさせていただきたいと思うんです。

よく住民が役場の窓口に来てても対応が悪いとか、少しそういった苦情が寄せられていることは町長の耳にも届いていると思えますけれども、私は難しいことではないと思っています、住民を主権者と捉えて対応するのであれば、そういう失礼な態度にはならないんだろうなというふうに思っています。

だから、私は少しそのやられている研修が十分なのか、成果が上がっているかなという観点から今回質問を立てさせていただきましたけれども、これは本町の話ではないですけれども、例えば窓口対応どうあるべきかということをお私たち、全国のいろんな事例でお話を聞きまして、これは例としてのお話ですけれども、妊娠をされた方が窓口というか、今なら保健福祉センター、保健師さんのところに行くと思えますが、届けに来たときに、その人がどういう表情で来たか、顔を見るっていうんです。それは本当に喜んでいいのか、いや、妊娠したことはうれしいけれども、妊娠することによって少し経済的な不安、あるいは子育ての不安や将来的な不安をいろいろ持っているんじゃないかというようなことを感じ取れる、そういう感性が必要だというふうに思っております。

そこで、単に受付をすることではなくて、対面をしてその人が何に不安を持っているかを聞きながら、本山町には子育て支援としてこういう妊娠の助成券もありますと、これもありますと、そこまではしゃべると思うんですけれども、その後によっては、保育園に行っても、学校に行ってもこんな支援がありますよと。そして、まだ何か困ったことがあったら、いつでもお訪ねくださいというふうにできる、言えるか、そういうことが課題だと思うんです。対応が悪いからといって、接遇研修などをやると、少し住民の皆さんをお客様扱いするような対応をしてしまう。電話の対応もそうですけれども、お客様ではなくて主権者として対等な関係もあります。そういうふうに対応すべきだというふうに思っています。

あと、本山へ転入された方、これは実際に転入された方がお話をされていたことなので紹介をしておきますけれども、本山町へ転入届に来たと。そうすると、役場として知らせる公

共的な手続、水道のことをああしてこうしてとかいうお話があると思います。国保のことだとか、必要な手続の説明をしますが、役場としてしなくてもいいようなこと、あるいはスーパーがどこにあるとか魚屋がどこにあるとか、町の全般的なことを聞きもせんのに言う必要はないかもしれませんが、やっぱりそこでも何か心配なことがありますとかいうようなことで、少しそこへ対応ができる、そうすると何か安心感を持って、この本山町へ転入してきてよかったなみたいなことを感じてもらえる、そういうことは大事じゃないかなというふうに思うんです。何となく本山町の役場に転入届に来て、素っ気なかった、冷たかったというような声をお聞きしましたものですから、そういったこともお話を私は今、例としてさせていただきます。

ですので、そういう普通のことと言えれば普通のことですけれども、決められたこと以上には仕事をしなくてもいいかもしれませんが、でも、やはり対面で住民の皆さんの気持ちに寄り添うような対応ができる、そんなことをしてもらえたらいいと思っております。これは私の付け加えでありますので、これはあえて答弁を求めるものではございません。どうかいろいろと研究をしていただきたいと思います。

議長、続きまして次の項目へ移りたいと思いますが。

○議長（岩本誠生君）どうぞ。

○4番（松繁美和君）有害鳥獣駆除対策の問題です。

これは、私もなかなか不勉強でございまして、ただ、この本山町にあつては、とても私の住んでいる、私も山と言え山かもしれませんが、家の前で猿やイノシシを見ます。山の畑で見るんじゃないんです。そういうことにあつて、本当にこの対策は大事だということを思いまして、少し勉強もいたしました。そして、本山町としてどういう対策をしているかも事前に資料をいただきました。本当に努力をされているというふうに思いました。

ただ、その中で、やはり柵で囲う、そして猟銃などで捕獲をする、そういう対策だけではどうも対症療法的で、やはり医療と一緒に、予防的な対応が必要じゃないかというふうに思いまして、いろいろ勉強した結果、やはりこれは住民参加で、だから行政の下りてくる、いわゆる国の支援のあるメニューだけをやっていたんでは解決はしないだろうというふうにとどり着きました。

それは、やはり耕作放棄地をなくすこと、そして獣が隠れ場になるような荒地地というか雑草、草場というか、それをなくしていくこと、これをやっぱり環境問題も考えて、ですから、有害鳥獣駆除対策はこの有害鳥獣対策だけで終わるのではなくて、地域づくりも加味をされなければいけないし、今、幸いなことに本山町では農村RMOの取組をされています。この中でもこの有害鳥獣駆除対策は位置づけているというふうに思いますけれども、ここで来年度から実証実験も始まるといいますが、何か具体的に取り入れていただいたらいいなというふうに思っております。

ここで、具体的に私が島根県美郷町のことをちょっと通告書では触れてありますが、これもなかなか大変ではありましたが、今までとにかく有害鳥獣駆除なんていうのは行

政がやればそれでいいんだという考えがありました。だから、もっといろんな柵を囲うのに今年は10メートルやったけれども、まだもっと今度は一ぐるみせないかんとかいうようなことで予算を取ってくるというような、これが国の仕組みです。そうならざるを得ないというところもあると思いますけれども、そうじゃなくて、みんなで草刈りをして農地の管理をして、そして耕作放棄地には新しい作物などを植えて、これもきちんと猿やイノシシが来ない対策をした上で副産物を作っていく。そこで、高齢者がまた元気になって、そこで生きがいくりもできていくというような取組、これは本当に地域で循環をしていくものの一つであるというふうに思います。

ということもあって、少しかうしたやり方も、もう既に研究をしているかもしれませんが、農村RMOの中でも具体的に研究もしていただいて、取り入れをしていくことが望ましいというふうに私は考えておりますが、町の考え方を問います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）すみません。資料配付をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 10：20

再開 10：21

○議長（岩本誠生君）資料配付が終わりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）4番、松繁美和議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

まず、本町の有害鳥獣駆除の実施状況につきまして、先ほど配付資料のほうお配りをさせていただきましたが、過去4年間の実績につきましてお示しをさせていただいております。本町においては鹿、イノシシ、タヌキの被害が大変多いということで、これまでこのような頭数の捕獲をしております。

なお、鹿につきましては、通常、有害鳥獣の捕獲は狩猟期以外の期間、4月1日から11月14日までがこの有害鳥獣の捕獲期間ということで、この期間においては報償金のほうが交付されるということになっておりますが、裏面のほう、鹿の個体調整事業ということで、このニホンジカの非常に被害が近年多い、これは農業及び林産物にもかなり影響があるということで、鹿については、県のほうが個体数調整ということで、狩猟期にも報償金の対象ということで、県費8,000円、町費上乗せ2,000円がこの狩猟期期間でも交付をさせていただきまして、鹿については1年を通じて捕獲をし、頭数調整を行っておるという現

状であります。

なお、本山町におきましては鳥獣被害防止計画というものを策定しておりまして、捕獲の対象地域は国有林を含みます町内全域を対象としております。対象鳥獣については資料のとおりということで、指定をさせていただいております。

近年の被害の傾向としましては、まず農産物の被害としましては、水稻等穀物への食害や水稻の倒伏等の被害が中心であります。これはイノシシや鹿等がそういう影響がっております。また、ニホンジカにつきましては、先ほども申しましたとおり、林産物への被害、これは杉、ヒノキ等の造林木の食害の被害でありますとか、それに伴って樹木の販売価値の低下等が目立っておるという状況であります。

また、先ほど松繁議員からのご指摘がありましたとおり、最近におきましては、里山等におきまして、イノシシや猿の家近で遭遇する頻度も高まっておりまして、地元住民から多くの情報も寄せられておりまして、捕獲対策の強化が求められております。

なお、本山町の有害鳥獣対策としましては、猟友会の協力によりまして、捕獲と防除を一体的に取り組むことで被害の軽減を進め、町から報償金のほうを交付させていただくことで捕獲実績を積み上げていく方式、これは県下が一般的な取組であります、そのような形を取っております。

松繁議員から提案ありました住民参加型の予防をしていくということにつきましては、本町のほうでも具体的なまだ計画は立てておりませんが、有効な方法があればぜひ参考とし、取り入れていければと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君） ありがとうございます。

その住民参加型については、研究もしながら取り入れていくというふうに解釈をいたしました。それで、私、質問の中で、農村RMOの中での取組を、ぜひ位置づけていただきたいということと、あわせて、これに対する勉強会ですね、研究会。この1年は研究をすらしというようなことで、少しまちづくり推進課などが中心になりながら、学習会の計画ぐらいはできるんじゃないかというふうに思うんですが、その点について重ねて答弁をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきたいと思っております。

農村RMO事業のほうで、2月下旬に将来ビジョンのほうで策定をされまして、3月より実証の取組が始まっております。ちょうど昨日夜間に、このRMO事業の中の一つであります農地保全の関係のワークショップを開きまして、その中でちょっと住民の方と共に、農地をどういうふうに、地域の農地を守っていくかというところで、いろいろ意見交換をした次第であります。

やはりその中でも、この有害鳥獣対策というものが非常に苦勞もされておりますし、対策

の必要性があるというようご指摘もありましたので、なおその部分については、このビジョンの中でも、有害鳥獣の対策については位置づけをさせていただいておりますので、ぜひとも、それをテーマにしたワークショップなり学習会をしながら、松繁議員が提案になった住民参加型で、何とか対処策、この農地保全の中でも、先ほどご指摘のありました耕作放棄地なんか増えたら、またこの有害鳥獣の問題が拡大していきますので、ぜひとも、RM事業の中で実証もしながら、この解決策を見いだしていければと思います。また、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

私の研究した本の中にも、これからの地域社会のための獣害対策、そして、やればできる行政と集落のやるべきこと、やはりこの中山間地域にあって、行政だけに任すのではない、あるいは住民任せにするのではない、公民館活動の話もありましたし、やはりこの集落を維持していくためにも、集落の力を借りるとか共にやる、それが住民がやっぱり、それも主権者として捉えるということだというふうに思いますので、ぜひそういった努力をお願いをしておきまして、この項を終わります。

○議長（岩本誠生君）やっていいです。

○4番（松繁美和君）次は、ふるさと納税の問題でございます。

ふるさと納税は、自治体間の行き過ぎた返礼品競争を引き起こしているのではないのでしょうか。このあたりでそろそろ原点に戻る必要があるのではないかとこの視点、そうした視点からの質問を行います。

最初に申し上げておきますが、本山町において、本山町ふるさと支援寄附条例に基づき、脈々と受け継がれてきた歴史と文化、豊かな自然や環境等の資源を生かしたまちづくりを進める方法として、ふるさと本山町への思いを持つ人からの寄附を通じ、住民参加による新たなまちづくりを進めるという趣旨に賛同して寄せられる寄附金の受入れとその活用方法を定め、まちづくり事業の一層の推進を図るため、これが目的に掲げておりましたけれども、その元町長、町長命令の下、担当課職員の皆さんはじめ多くの関係者が日夜努力されていることには、私は多大な敬意を表するものです。そのことを押さえていただいた上で、その上で、住民税のあるべき姿、税制度とふるさと納税制度に矛盾が生じているのではないかと疑義を持っております。

まず初めに、住民税の原則とその役割について問います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

地方税である住民税は、その地域に住む皆様や法人が、教育や福祉、道路整備など、生活に身近な費用を賄うため、収入に応じてご負担をしていただくものでございます。その税収については、都市部や地方とでは地方自治体間において不均衡が生じます。それを是正し、全ての地方自治体が一定の行政水準を維持するというための財源保障として、国税として

国が徴収し、基準に基づいて再配分するのが地方交付税であります。住民税というのはそういう性格のものだというふうに認識をしております。

○議長（岩本誠生君） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君） ありがとうございます。

地方税の原則についてお話をいただきました。

今、ちょっとここで、私が例としてお話をさせてもらいたいと思っておりますが、ふるさと納税は、納税といいながら税制上は寄附として取り扱われていますね。このことが、私は矛盾を生んでいると思うんですが、少し、私を例に、分かりやすく言うために、少しこれからの例をお話をさせていただきます。

本山町に住む松繁が、土佐町に3万円ふるさと納税をした場合のお金の動きがどうなるか、これを見てみたいと思うんですが。まず、松繁は、土佐町に3万円納税することにより、本山町への住民税は2万8,000円が減額をされます。返礼品は、大体1万円相当、3万円の大体のところかと思ひまして、1万円相当頂いたと。そうすると、2万8,000円の減額と返礼品1万円相当分を足すと、3万8,000円が松繁の収益となると考えます。納税額3万円ですので、それを引きまして、松繁は8,000円のプラスになったと、ふるさと納税を行うことによって、ということです。

じゃ、土佐町はどうなったか。3万円の寄附に対し、土佐町は1万円相当の返礼品を用意しました。そして、ふるさと納税返礼作業等に係る費用が大体5,500円ぐらい。それは資料請求の際に頂いた本山町の大体の金額が、大体54～55%かかっているんで、それを引きました。そうすると、3万円から必要経費として返礼品の1万円と5,500円ほど引くと、土佐町には1万4,500円が収入の増加をされたということになります。

では、本山町はどうなるか。松繁のふるさと納税によって、所得税の控除については、松繁の全体の収入の関係があるので、はっきりとここでは算出されませんが、大体4,000円というふうに見積もっていいかと思ひます。見積もってみましょう。4,000円減少したと考える。それによって、本山町に入る住民税は2万4,000円の減少。これに対して、75%に当たる1万8,000円分が地方交付税交付金として増加をする仕組みがありますので、1万8,000円分は入ってくると。本山町は、したがって、その差引きをしますと、6,000円の減少ということになります。これは、本山町は交付団体ですので75%が算入されますが、不交付団体は2万4,000円の減少のままになると思ひます。

じゃ、国はどうか。所得税4,000円の減少と、地方交付税交付金の増加が、本山町に1万8,000円行っていますので、2万2,000円のマイナスになるということになりますね。これの国の収支なんかは誰が負担するか、全国民になるかと思ひます。

というふうに計算をして、例を挙げましたが、つまり限度額はありますけれども、ふるさと納税をすればするほど、個人から見ればお得な制度ということになります。ですから、これが成長してきた背景にあると思ひますが。当初は、この返礼品の制限がなかったふるさと納税、これは行き過ぎたということになって、2019年から、納税額の3割という上限が

設けられたと。

一応は地域に縁の深い商品に限定されているルールも設けられているが、さっき言ったように、住民税の納税額が多い人ほど多くの返礼を受けている、こういうことには変わりはないと。高額納税者、これを利用すればですけれども、高所得者ほど制度のメリットを享受できる。そういうことになると、税の不公平感が出てくるのではないかというふうに私は考えたわけです。

これは、松繁の収入では、高額納税者に当然なりませんけれども、この限度額の上限が、300万円収入の独身の方であれば、この上限が3万1,000円、ふるさと納税3万1,000円です。1,000万円、同じく独身の方は18万8,000円。1億円の所得を持っている人は、何と436万円ものふるさと納税ができると。できるというか、その控除が受けられると。ふるさと納税の制度を通じて。こういったゆがみが出てきているということがあり、誰の収支がどう変化するか分かりにくくなり、本来の趣旨とは異なる人たちに負担が及んでいるのではないかという問題です。

これは、今、税の公平性の原則から見れば、松繁は本山町に対して2万8,000円の住民税が減額をされましたけれども、ふるさと納税を利用しなかった、行わなかった、仮にAさんとしましょう。Aさんは本山町に住民税全額納入することに、それは当然ですけれども、します。しかし、本山町の住民サービスは、松繁もAさんも同じように受けることができると思います。2万8,000円を納めていないからといって、滞納扱いにはされません。

本山町の各種の福祉サービス、幾つかありますね。その条件に必ず書いてあります。税の滞納がないこと。そういうことを考えると、何かやっぱり不公平感が残るような、そして、現状のふるさと納税制度が、住民税の原則からの逸脱をしているのではないかというふうに考えております。その見解についてお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

先ほどの計算は、細かく計算されておりましたけれども、それは計算どおりだというふうに思います。

そもそもふるさと納税は、このふるさとという言葉が示すように、多くの国民が地方で生まれ育ち、進学や就職を機会に都市部に暮らすようになり、そこで納税するということになります。その結果、自分を育ててくれた地方の自治体には税収がないということで、自分を育ててくれたふるさとに貢献するという仕組みができないかということで、ふるさと納税が導入されたという経過があります。

住民税の原則からいえば、今、自分が生活している自治体に対し、その行政需要の費用を賄うという目的からいえば、逸脱しているという面もあろうかと思えます。そうした点で、大都市部では、大都市部の自治体においては、ふるさと納税に対して疑問を呈しているところが多いというところでございます。

ただ、私は、国の形として人口だけで見るとはならず、国土の多様性とかいうところ、特に、過疎地域といわれる中山間地域では、水や空気を生み出しておりますし、食料や木材などを提供することもあります。田園風景や自然などから癒しを創出することもあります。これも大きな公益的機能であるというふうに私は思います。持続可能な地方自体を運営という面では、税収の偏在を是正する仕組みのさらなる充実は必要じゃないかというふうに考えるところです。

ふるさと納税は、本来、税制上は寄附金という性格ですので、応援したい自治体や事業に対して行われるのが、本来の姿であるというふうに思います。しかし、残念ながら、今は返礼品が目的となっているのも事実であります。あまり過度な競争により、総務省では返礼品の返礼割合を3割以下というふうにするるとともに、地場産品とすることも規定をしています。本町では、お米や牛肉、それからしそジュースとか地元の施設利用券など、地域で頑張っている地場産品を返礼品としております。また、他の自治体とのコラボによる返礼品も可能となっておりますので、そういったことも取り組んでおります。

そういう意味で、魅力ある返礼品ということであれば、少なからず返礼品競争に入らざるを得ない状況も、私はあるというふうに思います。汗見川ふれあいの里清流館やふれあいの里なめかわの地域や、本山町の商工業で頑張っている皆さんなど、その住民参加型という形もつながるといふふうに思いますけれども、そういう形で返礼品なんかも考えていきたいというふうには思っておりますし、ふるさと納税に取り組んでまいりたいというふうに思います。

なお、返礼品がないというふるさと納税もありまして、産業振興や子育て支援など、地方創生プロジェクト事業を寄附で応援したいということで、企業版のふるさと納税というものにも本町は本年度から取り組んでおるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）ありがとうございました。

私もふるさと納税そのものを反対はしておりません。行き過ぎた返礼品競争が、もともとの制度をゆがめているのではないかという観点から、お話をさせていただきました。

そして、返礼品のないふるさと納税という、企業版のことを町長言われましたが、私は、昨年、大変高知県にも寒波が来まして、雪による害、雪害が起きました、高吾のほうでも。その際に、佐川町のイチゴハウス、これが壊滅的な打撃を受けましたが、一定いろいろな支援策があつて、その資金が、回復するための援助を受けれるものと、どうしてもどの制度にも乗らないというものがあつて、佐川町では、新聞でも報道されましたが、クラウドファンディング型のふるさと納税ということで支援を求めました。ふるさと納税制度を使ってやってくれと。災害の復旧なので、返礼品はなしということでもありましたが、しかし、相当な額が入つたと、これもせんだつて高知新聞でも報道があつたことも、議会の報告であつたところですけども。

そういうふうに使っていくべきものではないかなと、本来。ですので、いろんな制度にはまらないけれども、本山町としてこれをやりたい、あれをやりたいというようなことに対しての、今、基金に積んでいると思いますが、それをどう使っていくかということのほうが問題でありますし、それから、事前に、もちろん今、事前にふるさと納税はこういうことに使いますというふうに、五つくらいの項目に分けて、大きな項目でございます。具体的に何をするか分かりませんが、そういうふうにしていますけれども、具体的にこのことをやるために、ふるさと納税制度で皆さんご寄附願いますとかいうようなことをやっていくことが、これはやはり寄附文化という問題もあるかと思いますが、東日本大震災から12年。その復興に対しては、何も求めずに皆さん寄附をいたしました。

そういうこの寄附、寄附というものの在り方もゆがめる。これ納税制度だけではなくて、先ほど少し私が例説明しましたけれども、地方税減免の私は乱用になっているというふうに思いますけれども。つまり、自治体に寄附をしたら、地方税が減免されると。しかし、社会生活を送る中で、障害者施設など、いろんなお金がない中で、このどنگりなんかもそうですけれども、皆さんの寄附を受けながら運営しているところ、ここには所得税の控除も、これも対象額が10万円を超えた分とか、いろいろ額によって、その人の収入によっていろいろですけれども、所得控除はありますけれども、住民税の減免までではないです。返礼品もついていきませんので、その寄附というものについての文化ですね、これが成熟しない、疎外をするのがふるさと納税になってないかという心配もしております。もともと資源調達力で不利な立場になる民間団体への寄附の原資が侵食されることにも起こりかねない、必ず起こっているという意味ではありません。そんなことがあります。

だから、そういうその自治体は、一方で課税自主権も持っていますね。ですから、一定の税金の率というのは大体決められておりますけれども、大きな災害が起こって、本山町では基金もない、しかしそこを復興しなければいけない、皆さん、住民税をちょっと上げてくださいという相談は、町長、自治体にはそういう権利はあると思います。そういう課税権も持っている自治体が、そういうこの制度を、地方にとってはありがたい制度かもしれませんが、全体の仕組みをゆがめていくことになりはしないかということの疑義もあります。

私は、先ほどクラウドファンディング型の佐川町の取組を紹介いたしました。本山町でも、そういう返礼品は原則禁止ぐらいで、そして、ふるさと納税のもともとの、町長が最初に言われました制度、本山町、税収が少ない、応援しようじゃないかと。本山町がこんな面白いことをやる、応援しようじゃないか、そういう人を増やす。これが行政の努力にはなりませんけれども、やっていけばいいんじゃないかなというふうに考えております。

それで、ここにも住民参加型が私は必要と思っていて、ふるさと納税でいただいたお金を何に使うか、これも住民からの募集をするということも、私は大事ではないかなというふうに思います。

これは、少しまた県外の例を出させていただきますけれども、これはふるさと納税を使ったということではありませんけれども。兵庫県宝塚市というところでは、毎年、子どもたち

の、さっきの少年議会ではありませんが、何をしたいか、どんなことをしたいかというのを、子どもの夢ですね。それを聞きます。ある年、宝塚ですからラインダンスをやりたいと、これはギネスブックに挑戦すると。どれだけの長さでラインダンスが、何人でランダンスができたか、ギネスに載るようなことをやりたいというふうに、市長のところに行ってくるわけですね。だからまあいろんな意見があって、それを採用したんですが、そうしたら宝塚の、宝塚ジェヌの OB に指導を受けて、それをやって、ギネスに登録をしたというような取組。こんな取組は、なかなか町の一般財源を使ってやるということにはなりにくいと思いますけれども。しかし、それで子どもの夢はかなったと。

こういったふうに、子どもたち何をの夢を聞く、あるいは先ほど少年議会の話をいたしました。少年議会に出てきたいろんな意見が、こういう取組をやりたいということが、これも一般財源では難しいということになれば、こういったことに利用するだとか。その一つこのどうしていくかというこの、どういうふるさと納税の活用の仕方、先ほど一番最初に、目的のところを読まさせていただきましたが、この脈々と続いてきた歴史と文化のまち、この本山を維持するためのものだという、この本山町自身が掲げているふるさと支援条例のその目的に立ち返るべきではないかなというふうに思って、そんなことも言いました。

今、町なか活性化の中でチャレンジショップをやると、これは一定総務省、国からの予算がついてくるんだと思いますが、こういうお話をしておりましたら、高齢者の中には、グループホームのようなもの、そんなものが町なかにできないかという声もあります。これは、介護保険の制度でいうグループホームではなくて、そういう介護保険の認定を受けない人であっても、何か集える場所がほしい。そういうことに対して、少しふるさと納税のお金を使うだとか、そんなことを、いろんなところから声を聞く。これが公民館活動でもあるかと思えますし、集落の活動であるかと思えます。

私は、この今回の質問をいたしました三つの課題全て、住民参加型で実施をすべきだという内容だというふうに考えて、日頃から町長が、住民自治、団体自治、地方自治をととても大事にされている、その観点から改めての町長の決意をお聞きしたい、そんなふうに思ったわけです。そして、先ほども言いましたが、東日本大震災からこの3月で12年、東日本大震災、あの大規模災害が起こったときに、行政の役割、これが本当に問い直されたと思います、何かあったら役場が頼れる場所、これになっていくためには、避難所の設置についても何についても、日頃から住民の皆さんが情報を共有し、行政に参加をしていくということが大事だというふうに思います。

そういった行政をぜひ進めていくこと、そのことを改めて町長に問うまでもないと思います。思いますので、再答弁を求めませんけれども、予算書に、ちょっとしつこいようですが、昨日、私はこの予算書には賛成をいたしました。女性行政事業2,000円の予算に賛成をいたしました。いたしました。いたしました。いたしました。いたしました。女性活躍推進法に基づく活動計画を立てるとまでは言いませんけれども、いろんな場に、やっぱり女性はまだまだ追いついていないです。社会の平等の場ではいきってない。そういう観点か

ら少し研修をするだとか、あるいは、今、ジェンダー平等、これ女性だけの問題ではありません。多様な性の問題、障がいの問題も含めて、人権を大事にするという観点からの学習会などそういったこと、ぜひやるというようなことで、補正予算に盛り込まれることを期待をいたしまして、私の一般質問を以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）以上をもって、4番、松繁美和さんの一般質問を終わります。

ここで15分休憩します。

休憩 10:55

再開 11:09

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君の一般質問を許します。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、9番、吉川裕三、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

早速、一般質問に入らせていただきます。

まず、大項目1問目、町長の政治姿勢を問うということで、令和3年度当初予算に計上の社会資本整備事業についてお伺いいたします。

先日、開会日に総務常任委員会から報告がございまして、総務常任委員会でもこの更新住宅の問題について調査をしていただいております。それで、その総務常任委員会の調査の中の資料の中に、本山町改良住宅建て替え基本計画書というものがございました。これは、平成25年3月に作成したものであります。この基本計画書の中に、基本計画の策定に向けてという項がございまして、その中には、団地居住者並びに関係する団地周辺居住者の建て替えに対する理解を深めることができ、それにより、今後の建て替え事業の円滑な推進につながる。団地居住者という住み手の意向を基本計画案に生かすことはもとより、参加プロセスを通じて、変容していく団地の環境に対して慈しむ気持ちを育て、新たな団地の環境づくりに対しても積極的に関わることにより、将来にわたり対象団地を持続的に維持していこうとする気持ちを育み、また、団地を大切に維持管理していくことができる人を育成することにもつながる。

次に、団地居住者の意見をくみ上げることにより、この土地での必然性やここにしかない西木戸団地や銀杏の木団地らしさを持った計画案を作成することが可能になる。このよう

な理念の下に、地区委員会がつくられ、本山町と共同して、また協力して、更新住宅建設を進めてきたと考えられますが、本山町としてはこの点いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）9番、吉川議員の一般質問にお答えします。

今お話がありましたとおり、建て替え計画の中での地区の皆様の理解を得ると、それから意見をくみ上げていくという理念に立って、この事業に着手をしております。この事業を推進するためには、地区の皆さんの理解がなければ進まないというのは、もう何度も話をさせていただいたところでございます。そういった地区の皆様の、また地区委員会を立ち上げていただきまして、協力をいただいてこの事業に当たってきたということでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）町長がおっしゃられたように、地区委員会と共同してこの更新住宅建設に本山町は当たってきたということで承知いたしました。

それでは、お伺いいたします。先日、総務常任委員会が開催され、その際の資料、資料ナンバー4の更新住宅建設経過時系列によりますと、令和2年2月に当時の町長から、更新住宅建設の建設戸数が40戸であると説明があります。これに間違いはないかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員にお答えします。

先日、総務常任委員会に提出した資料での引用と申しますけれども、記載してあるとおりでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）では、お伺いいたします。

その令和2年2月の地区との場で、どのように40戸であると説明があったのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2月に本山町役場の会議室のほうでの会議でありました。その際に、建設する戸数については、50戸から40戸にと考えておるといふ、町長からの発言があったと記憶しております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）その説明では、40戸と説明したのではなくて、40戸だと一方的に宣言したと解するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、これ説明という言葉为国語辞典によって調べますと、「説明とは、それがどういうものであるかを相手に分かるように、順序を立てて言うこと」とあります。つまり、説明するとなれば、相手の理解を求めするために、その40戸にした根拠と、どうして40戸にしたか、その経緯について説明する必要があると思っておりますが、その点いかがでしょうか。

また、その後、令和2年6月7日、7月26日、平成3年1月14日開催の地区委員会での協議は、平行線のまま終了とありますが、この一連の、令和2年2月に更新住宅40戸として宣言し、その後の地区委員会との協議が平行線に終わったとするこの行政手法は、本山町改良住宅建て替え建設基本計画書の理念と果たして合致しているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）まず、1問目だったと思いますけれども、2月の説明の際の申し上げ方についてですけれども、私記憶しておりますのは、必要戸数については40戸というふうな内容での説明だったと思います。ご指摘の説明という詳しい内容での事細かについての説明ではなかったというふうには、今のところ思っておるところであります。

あと、平行線に終わったという7月、あるいは3年の1月14日の会議の在り方については、町長と赴きまして、町の考えをお伝えしましたけれども、これまでの経過を踏まえての地区の皆さんからのご意見で、なかなか相入れることができず、そのまま平行線で終わったというふうな内容については、記載してあるとおりでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）改めてお伺いします。

この本山町改良住宅建て替え基本計画書によって行われております更新住宅の建設は、建て替えという概念の下に行っておりますが、先ほどの答弁であれば、令和2年2月に、当時の町長が発言した必要戸数という発言を取りますと、ここで概念が建て替えから住み替えという概念にがらっと入れ替わっているんじゃないかと思いますが、あくまでもこの事業は建て替えであって、住み替えというのは、令和2年2月に出てきた概念であるかどうかについて確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）私も当時、着任したばかりでして、これまでの経過等の具体的な内容については、十分承知をしておりませんでした。今、質問のありました内容での町長の言い方、説明の仕方についての内容についてまで、ここで私が細かくお話しすることはできません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）少なくとも、本山町改良住宅建て替え基本計画書の基本計画の策定に向けてに書かれている理念とは、団地居住者という住み手の意向を尊重する。それによって、更新住宅建設を進めていく。そのための地区との窓口、調整役として地区委員会が設置されております。

そこから推測されるのは、地区の意向を尊重し、対話と協調の姿勢で更新住宅を進めていくという本山町と地区委員会、地区住民の方との信頼関係に基づいて進行していた事業が、このそもそもの建て替えという概念を、必要戸数という、住み替えという概念にし、建設戸

数を40戸としたということは、この信頼関係を破壊したと考えるべきだと思いますが、その点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

私も10年近く前に、総務課長であったときに、この事業については着手をしております。そのときもやはり、そのときの私の記憶では、老朽化した改良住宅にお住まいされている方の建て替えて、いわゆるお住まいされている方の建て替えであるというふうに認識をしております。住み替えと同じような認識を持っておりました。その時点で、そういう認識を持っておったところでございます。

今回、前町長から引継ぎを受けたときに、入居資格者の減員があったこともあって、現在、40戸に計画を変更しておるということ。それから、制度の趣旨からいっても、戸数を減らすことについて見直しが必要であったということについて、引継ぎを受けているところでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、先日の総務常任委員会の報告書によりますと、令和3年4月18日の地区委員会で、町長が、「このまま遅れると更新住宅建設ができなくなるので、これを最後に町は進める」と表明したとあります。お伺いします。この前町長の発言の意図、根拠についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）当時の話合いの中では、ずっと協議をしておりましたけれども、なかなか進まないとお話合いがつかないということと、あと一方では、更新住宅の建設に向けての手续等が必要だという判断から、町として申し上げております40戸の建設を進めさせていただきたいという旨の発言を、町長はしたというふうに記憶しております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この町長の発言から遡ること1か月前の3月に、本山町議会においては、残り10戸を建設するという、2億6,000万円という社会資本整備事業の費用を予算計上されております。一月でこのような事態が変わったことについて、どのような見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

当然のことではございますけれども、事業計画と予算は一体でなければならないということは、いうまでもないことでございます。今回の更新住宅の建設については、計画を変更するのであれば、その時点において予算も整合性を取り、議会に説明をしなければならなかったというふうに、私は考えます。その点において、説明責任が不十分であったというふうに、私は考えます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ただ、この令和3年3月の当初予算の、残り10戸を造って更新住宅建設は50戸という認識は、現在でも本議会においては、これは続いている概念でございます。なぜならば、令和4年3月議会、ちょうど1年前の議会において、この予算修正をしたのは、会計法上の便宜的に繰り越すことができない予算であるから、事業を中止にして40戸に変更したわけではなく、予算上、会計額上の数字的な修正をしたということで、この更新住宅が40戸であるという議会の議決は、いまだになされていない。本町の行政運営に当たっては、町長が判断した40戸で住み替えだから40戸でいいというその理論を優先するのか、それとも議会の議決がある更新住宅建設は50戸である、こちらを優先するのか、どちらを優先するのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

引継ぎを受けまして、40戸ということを受けまして、私もその制度の趣旨という話で引継ぎを受けましたけれども、その40戸に計画変更しているということは、そのときに引継ぎを受けたところでございます。

ただ、今回、私も地区の委員会の皆様と話し合いを持つ機会がございましたけれども、町からは50戸建てるという説明を受けたんだと、それに基づいて、それぞれの事情を考慮して入居配置をしてきた経過もあると。一方的な戸数変更は納得いかないというご意見もいただいたところでございます。そういったことで、住宅の制度趣旨などから考えても、非常にそういうところでの苦慮をしておるところでございます。

ただ、昨年の3月議会において、令和3年度予算を確認した際に、事業実施と予算の整合性がないことを確認したと。今、議員ご指摘のとおり、財源の裏づけもない、繰越すことも当然できませんし、また、そのままにしておく決算時に大きな不用額が生じてしまいます。そういうことで、3月議会において減額補正をせざるを得なかったということでございます。これにつきましては、本当に議会にご迷惑をおかけしたということで、改めておわびを申し上げなければならないというふうに思います。

予算編成に当たっては、事業内容等について議会に対し説明責任を果たすということは当たり前のことでございますし、同じように情報共有に努めて、今後このようなことがないように努めてまいりたいというふうに、私は考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）前町長からの引継ぎがあったということですが、その引継ぎについてお伺いいたします。

その引継ぎは文書であったものか、また、その事業の根拠についてのちゃんとした明確な説明があったのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）引継ぎについては、文書でございました。が、文書に不備がありましたので、正式にはまだ文書としていただいております。



その時の引継ぎでは、当初計画戸数は50戸であったが、入居資格者が減員したこともあり、現在、40戸に計画を変更していると。制度の趣旨からも事業の見直しが必要であった。幾度か地区に出向き、理解を得るように努めた。会議ごとに、会議ごとというのは委員会ごとだと思いますが、40戸という計画に変更はないというふうに説明してきたというふうに引継ぎを受けております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）引継ぎが、現町長が就任して1年以上たつのに、いまだに不備があって終了していないと。たしか本山町でそんな話、かつてありましたね。何か住宅新築資金の担当者が代わって、引継ぎが半年以上遅れたと。これは、引継ぎが、果たしてなされたと考えべきなのか、それとも、いまだに引継ぎがなされていないと考えるべきなのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）一応、口頭でも引継ぎを受けておりましたので、文書については、中にいわゆる誤字脱字、非常に多かったので、修正して提出していただきたいというふうに私はお願いをして、その後、まだ受け取ってはおりません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それは普通に考えれば、いまだに引継ぎがなされていないということじゃないのでしょうか。ですから、引継ぎもなされていない、議会の議決もない、手続に正当性のないものを引き継いだとするよりは、議会の議決のある方針を優先するのが常道ではないのでしょうか。その点、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

一応、不備がありまして修正をお願いはしてありますけれども、引継ぎは受けたという、私は認識をしております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）町長は、行政の継続性という言葉がありますが、これはトップが代わったとしても、また職員が人事異動で代わったとしても、一度決めた事業や制度は変更の中止や手続、つまり変更や中止の議決がない限り継続されるということを示す言葉でございます。

この場合、行政の継続性ということを考えれば、あくまでも更新住宅は50戸建てる、それも令和3年3月議会において、きちんとして予算計上をされており、前回の12月議会の一般質問におきまして、3年度当初予算に更新住宅建設未完了の残り10戸の建設予算を社会資本整備費用として計上している。更新住宅は50戸建設する予定であったのかという質問に対して、執行部は、令和3年度当初予算時、残りの住宅建設に向け予算計上し、承認をいただいたと考えておるといふ答弁をなされております。

ということは、議会の議決があるのが本山町の方針であり、誤った一町長個人の見解でな

した行為については、行政の継続性という観点では、澤田町長が行政の継続性を言うのであれば、今西町長時代、また議会の議決のある更新住宅建設は50戸という認識ではないか、再度、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

引継ぎを受けたときに、制度の趣旨等々で説明を受けて、私もこの事業の計画については、そういう趣旨で始まったという認識を持っておりましたので、それを引継ぎを受けたところでございます。

ただ、地区の委員会の話を聞きますと、50戸建てるという約束があったんだということの後で話を聞きまして、その地区の委員会の皆さんは、当然、先ほども言いましたけれども、地区の委員会の協力なしにこの事業は進みませんので、そういったことから考えて、40戸という認識はありながら非常に苦慮しているというのは、総務常任委員会でも同じように発言をしたところでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）本山町改良住宅建て替え基本計画書の基にしておるものが、改良住宅等改善事業制度要綱に基づいて、この計画書は立てられております。

この要綱によると、必要戸数より少なく建てる分には駄目ですけれども、多く建てる分には何ら制限がない。これを住み替えとか必要戸数という概念は、本山町が独自に出したものであって、国の制度では50建てる分には何らやぶさかじゃない。それを本山町独自の概念によって40戸にするというのは、正当性がないんじゃないか。かちっと40戸にする根拠が、本山町として議会また住民の方に説明できるのであれば、この場でしていただきたいと思えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）40戸と判断した時点で、40戸が必要戸数であるというふうに判断されたんだろうというふうに思います。それと、やはり予算との兼ね合いは、きちっと整合性が取れていないからこういう問題になっておるんだろうという、一つはですね。一つの問題として、予算との整合性をきちっと取るという原則が取れていないので、こういう問題の一つとしてなっているんじゃないかというふうに私は思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）予算の整合性以前に、議会の議決を得ていないこの行為が、果たして二元代表制を標榜する地方自治の中で許されていいのかどうか。前の町長から引き継いだと、これをずっとやられると、この本山町においては、議会は必要ないということを執行部は考えているということとイコールに見られても仕方がない。あくまでも議会の議決のあるものを町執行部は事業として進めていただかないと、二元代表制が成り立たないのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議会と首長は対等の機関といういわゆる二元代表制の下で、それぞれの役割に応じて行政運営に当たっているということは、議員ご指摘のとおりでございます。

行政の予算提案については執行部側がするわけでございますから、きちっと計画と予算については整合性を持って議会に説明し議決を得るという、当然、二元代表制の下でもその手続をきちっと踏んで事業執行に当たるということは、もう原則であるというのは、私もそのとおりと思います。

ただ、その手順がきちっと踏まれていなかったということは、説明責任、それから提案する意味での予算と事業との整合性が取れていないということは、私もいかななものかということを感じておりますけれども。昨年の3月議会で予算を確認したときに、これも事業実施と事業計画、事業実施と予算の整合性がないということその時点で確認しましたので、これはもう予算編成上このままにしてはおけないということで、減額補正を提案させていただいたところでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）4月に町長が地区に対して建設戸数を40戸にしました、そして、県を通じて四国地方整備局には5月7日に、この建て替え計画報告書によって40戸で終了した旨の方向が出ております。これ議会の議決を得ずに40戸にしたのも問題ですが、なぜこの後、6月、9月、12月と、細川当時の町長は、議会を招集しておりますが、なぜ、予算の減額補正がその場に出てきていなくて、町長が代わった3月に出てきたのか。この点について、いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私は、直近の6月には、議会に説明をするべきだったというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）澤田町長に聞いても、これは答えられないと思いますが、恐らくこれは推測です、本人がこの場にはいないので。議会の議決を得ないでこれを執行しているから、6月議会に出したら、議会に批判されてその補正は通らない。だから、ずっとほったらかしにしていたのじゃないか。これやましいことがなかったら、きちんと議会に諮って通してすれば何ら問題のないことを、これをいわゆるご本人の言葉を借りて言えば、オイサガシというんですか。行政の長としてはこういうことをするべきではないとか、あつてはならないことが本山町では起こっているというのが私の認識ですが。これ当時の総務課長、今も総務課長ですが、どうお考えかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員にお答えします。

事の経過等々は先ほど来のやり取りの中のとおりでございます。お話のありました決定をした後の事務処理の対応については、当時の責任者として、十分に上司に進言をして、必

要な対応を怠っておったというところでは、大いに反省する点があると考えております。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）そういう担当等の話がありますけれども、この事業については非常に重要な事業でございますので、私は、首長がきちっと変更したのであれば、予算を編成し議会に説明する責任を負っていたというふうに私は思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）そもそも2億600万ですか、減額補正する金額は。議会の議決のないこの予算を、町長の一存で、2億600万の金額を実施した。また、議会の議決を得たものを勝手に変更したというのは、町長の裁量行為を逸脱した行為ではないかと考えますが、その逸脱した行為を今の町長は引き継いだ。そもそもこの更新住宅を40戸にしたこの行政裁量の行為が、前の町長にあったのか、これないんじゃないですか。行政裁量の行為を逸脱して、違法なものを引き継ぐという理論が、果たしてここで成り立つのかどうか、その点について澤田町長はどうお考えかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この手続について、違法性については以前も答弁したことがありますけれども、私のところで判断がしかねるところがあります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）違法性ではなくて、行政の裁量行為を逸脱したかどうか。例えば、澤田町長であればこういう行為をしますか、できますか、行政の長として。その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

計画変更するのであれば、きちっと予算を計上して、それは減額なり増額なり予算計上して、説明責任を果たすということが原則だというふうに思います。私はそのようにします。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この更新住宅建設の戸数を40戸にしたというのは、ある意味言い方を変えて、こういう言い方は適切かどうか分かりませんが、前町長のスタンドプレーの結果、こういう事態を引き起こした。だから、正式に本山町として議会の議決を得て決定されていないということについて、これは本山町として、町長が出した四国地方整備局のこの文書は、表見的には正式な文書として通っていますけれども、内実議会の議決を得ていないものということは、これは瑕疵のある文書ではないか、だから不当な文書ではないか。それを善意の第三者である四国地方整備局が受け取ったと解釈すれば、この行為については、本山町としては再度議会に諮り、取り消し得る可能性があるのではないか、その点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

これ瑕疵があるのかどうかという判断については、私のところで判断ができかねます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） いや、町長が判断しなくても、議会の議決を得ていない、この1点において、これを出されたものについてはこれは瑕疵があると。だから、本山町を代表する町長の名前で出されておりますから、一見これは正当性があるものに見えますが、それは善意の第三者において正当性があるものであって、こちら側としては、議会の議決を得ていないものをこういうふうに出されると、これは内側の人間からすると、瑕疵のあるものというしかならないじゃないですか。その瑕疵があるかどうか町長が判断できないというのは、それはここでの議論が全然成り立たないですけれども、あくまでも本山町として決定するのは、議会の議決のあるものが表見的に正式なものじゃないんですか。議会の議決を得ずして出されたこの報告書は、瑕疵のあるものであると。それが町長が判断ができないということになれば、ここでの私と町長との一般質問のやり取りが成立しませんが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 休憩する。

○町長（澤田和廣君） 休憩をお願いします。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 11：46

再開 11：48

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 当時の町長の裁量権がどこまであったのかと、その書類を提出することも含めて、そのことについては、私のところで、今、答弁しかねる部分がございますけれども、その裁量権とかそういったもの、乱用じゃないかというご指摘もあろうかと思えますけれども、その提出した計画書について、私はきちっと予算と事業の整合性は取った上で変更をしますけれども、首長の裁量権については、少し私のところでは、その時点でのことについて判断をしかねる部分がございます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） あくまでもこの更新住宅を50戸建設するという議案については、議会の議決を得ております。更新住宅建設が40戸で終了させるというのは、私に言わせれば、前町長の下した根拠のない行政行為であると考えております。ですから、これはどうするかという、議会の議決のあるものを澤田町長は優先するのか、それとも、前町長から引き継いだ、40戸にした根拠のないものを優先するのか、このどちらが本山町として正当なものなのかという問題になると思えます。

ですから、逆にこの問題をきちっと澤田町長は整理ができなければ、今後、3年間の行政運営がずっとこの問題に引きずられるということが考えられますので、この点について、町

長のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この建て替え計画に着手した際には私も関わっておりまして、老朽化した改良住宅のお住まいの方の住み替えるための建て替えと、言葉の遊びではございませんけれども、そういうふうに認識をしておりましたし、その当時の担当であった私としては、地区の委員会にもそのように説明をしてきておりました。だから、そういう認識を私は持っておりました。

そういうことで、前町長から引継ぎを受けたときに、制度の趣旨からいって、入居資格者が減員になったので40戸に変更しておると、この変更には変わらないという話を聞いたときに、私はそのこともその時点では理解しました。その後に委員会の皆様の話を聞くと、50戸建てるという約束があったんだという話が出てきて、住民の皆様に理解を得ると、住民の委員会の協力がなくてこの住宅の建て替えができないのに、理解が得られていないということ、その二つのいわゆる関係で非常に苦労しておると。私は今のところ、その判断をどういうふうに判断したらいいのかということについて、自分でも判断しかねる部分がございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ですから、この問題は、具体例としては更新住宅ということが出ておりますが、一番は、議会が議決した予算を、町長の一存で議会の議決を得ないまま変更するという行為が、地方自治の根幹である二元代表制の趣旨に合致しているのか。また、この行為が、町長の行政裁量の中で認められているのか、これについては、今後、議会において特別委員会もしくは百条委員会を設置して、果たしてこういうことが制度的に法律的に正しいのかどうかというのは、きちんとした、議会としても見解を示すべきだと思います。

その点について、町長はいかがお考えかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

これは二元代表制でいえば、議会の対応について、私が、今、見解を述べる立場にはないというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）たしか昨年12月19日に、地区の区長、地区の委員長、町執行部と議会の一部議員との話合いの場がこの議場で行われました。そのときに地区の委員長のおっしゃることが、私もっともだと思いました。そして、その会議の終了のときに、今後、地元との協議を継続していくという話で、その場は終わったかと思いますが、その後の地元との話合いの経過についてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）そのときの会議でも話をしたと思いますが、やはり丁寧な対応をしていかなければならないという中で、そのときも話をしましたが、私は丁寧な対応をす

るのは、計画変更をするときにきちっとした丁寧な対応をするべきであったと。それがこの段階に来て、私が丁寧な対応と言っても、これはもうできようがない部分があるというふうに、そのときにもそういう話をした覚えがございます。

その後については、地区の委員会の皆様とも、何の答えや考え方も持っていない中で、地区の委員会の皆さんと話し合いを持っても、なかなか解決が見いだせませんので、それ以降について、地区の委員会の皆様との話し合いは持っていません。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この更新住宅建設の問題というのは、ある意味、新築住宅資金未収金問題の処理と根は同じように私には見えております。新築住宅資金の問題は、きちんと要綱を読んで、そのとおりに遂行していれば問題は起こらなかった。そして、この更新住宅建設の問題は、当初に紹介しましたように、この本山町改良住宅建て替え基本計画書のとおり、その理念を生かしてやれば、こういう問題は起こらなかったと私は考えております。

今一度、本山町改良住宅建て替え基本計画書の理念に基づいて、建て替えという概念から住み替えという概念に勝手に変えることなく、制度上は、これ50戸建てて何ら問題がない問題でございます。ですから、それを今後どうするかということについて、しっかりと検討していただきたいと思っております。

一つに、本山町百十数年の本山町政の中で、この問題、また住宅新築資金未収金の問題等々、これグreshamの法則という、言い方間違えると、また私、皆さんの前で誤りしなきゃなんないんで、直接的にはどういう話か言いませんが、グreshamの法則ということで、同じ重量の金貨がございます。その中に、銀の具合をどうすると手元にどちらを残すかという話でございますが。言い方を変えると、ニュートンの言ったリンゴの話にもなりますので、そういうことで、しっかりお願いするということで、この項を終わらせていただきます。

○議長（岩本誠生君）次の項に進む前に、昼食時間となりますので、1時まで休憩します。

休憩 11:57

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、吉川裕三君の一般質問を続けます。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、大項目1の2番、この4月より新庁舎での業務が開始されます。役場の組織改編もあると考えますが、その役場組織改編の狙いと、その組織改編による住民サービスの向上について伺いたします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）吉川議員の質問にお答えをいたします。

令和5年度の組織改編につきましては、新庁舎で4月より業務を開始することで、混乱を

避ける意味からも、課室等の統廃合等はいりませんけれども、業務分担の見直しといたしましては、国土調査班を建設課から住民生活課へ移すこととしております。

所有者の確認や調査において、登記、税情報との連携が図られることや、町民の皆様方が国土調査の図面を取りに来たときなど、国土調査の図面、所有者などでは、調査したとき時点のものであり、その後の分筆や所有者の変更等は、現在のところ反映をしておりませんので、最新の情報を取得するためには、住民生活課、税務班へ行っていただいておりますというふうな状況になっております。同じ課になることで、町民の皆様への利便性が図られるというふうに考えております。

また、新庁舎で、教育委員会を除く全ての課が総合的に業務を進めていく中で、5年度は各課の業務分担を検証しながら、効率的な業務運営、住民にとって利便性が高く、ニーズに答えていけるような組織となるように、5年度では検証もし、検討もしていきたいというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）国調班が建設課から住民生活課に移行すると。確かに住民の皆様からすると、国調の図面を取りに行くと、その後の利用手数料をお支払いする場合には、西庁舎から本庁舎1階のような不便が一ところで解消するというところで、非常に住民サービスの向上にはつながっていると考えます。

新庁舎という箱物はできました。つまり、ハードウェアは出来上がりましたが、次はソフトウェアの充実には注力しなければならないと考えますが、新庁舎におけるソフト面の充実については、どのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）ソフト面でいいますと、やはり接遇の向上が一番になるのではないかと思います。やはり町民の方が、役場のほうには来やすい、足を運びやすいというような職場にならなければならない、そういう対応をしていかなければならないと考えております。

そのためには、やはり町民の側の立場になって物事を考えていくということも大事ではないかというふうに考えておまして、そのようなことを職員のほうには徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

新庁舎での業務移行に伴い、旧庁舎においてはバリアフリー化が十分でないという理由から、身体障害者雇用が進まなかったということがありました。

身体障害者の雇用率は、年々引き上げられる傾向がありまして、企業に義務づけられております障害者の雇用率は、2020年度中に2.7%に引き上げられます。ただ、経過措置が



設けられている内容で、現在の2.3%が2024年4月に2.5%、2026年7月に2.7%と段階的に引き上げられます。

では、現状はといいますと、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況をまとめている障害者雇用状況、これ厚生労働省の公表によりますと、2022年は、民間企業で雇用されている障害者数は、前年より1万6,172名多い61万3,958名となり、19年連続で過去最高を更新しております。

公共機関での雇用状況を見ますと、国の機関に在職している障害者数は9,703名で、前年から1%増加しております。実雇用率は2.85%で、前年から0.02%上昇しております。国の44機関全てが法定雇用率2.6%を達成しております。

都道府県の機関に在職している障害者の数は1万4,099名で、前年から2.6%増加、実雇用率は2.86%で、前年から0.05ポイント上昇しております。知事部局におきましては、47機関中46機関が法定雇用率2.6%を達成している状況でございます。

市町村の機関に在職している障害者は現在3万4,535名で、前年から3.5%増加しております。実雇用率は2.57%で、前年から0.06ポイント上昇。2,462機関中1,846機関が、法定雇用率2.6%を達成しております。

では、お伺いいたします。本町における身体障害者の法定雇用率2.6%を充足させるための人数についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えいたします。

現在の法定雇用率は2.6%であります。

本町の雇用率ですけれども、法定雇用率の対象となる人数が、嶺北中央病院と合わせて173名おいでです。それを法定雇用率でしますと、4名の雇用が必要になってきますけれども、現在3名雇用で、1名が不足しておるという状況であります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、あと1名の雇用をもって法定雇用率を達成するために、今後どのような方法で雇用率を達成させるのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）障害者の方の雇用につきましては、この間、正職員の募集に際しても、雇用についての取組を進めておるところであります。

引き続き、職員採用試験においても障害者枠を設けていきたいと考えておりますのと、ハローワークに会計年度任用職員の求人登録を行うなどの取組で、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）全くそのとおりだと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の項に移ります。

本町の子育て支援体制のさらなる拡充を問うとしまして、子ども・子育て支援政策は、各

自治体において格差のある問題であり、国においても、少子化対策に対する積極的な姿勢を明らかにしてございます。

現在、本町においては、子ども・子育て支援政策について、多岐にわたるメニューを準備されております。本町の子ども・子育て政策にどのようなものがあるのかについて、改めて伺いたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）9番、吉川議員の質問に対し答弁を申し上げます。

子ども・子育て支援についてでございますが、まず支援施策についてでございます。

現在、ニーズもあり、町長のほうの指示からもありまして、支援施策についてトータルに分かりやすくするために、支援事業だけではなく相談業務も含めてどういったことをやっているのかを、取りまとめをしている最中でございます。

その中を若干紹介させていただきますと、まず、妊娠したらというところから、妊娠しましたら、まず保健師と顔見知りになっていただき、妊娠、出産、育児のサポートを受けられるようにつないでいく。そして、妊婦の支援、産前訪問、歯科健康検査、そして「まばじばだより」といいますが、健康福祉課と保育所が一緒になりまして、子育てに関する支援センターを開いておりますが、そういったチラシも一緒になって子育ての皆さんにお配りをし、受入れをしているところでございます。

そして、出産をしたらでございますが、出産以降でございますが、産後のケア事業を申請により産後1年間、無料で回数の制限はなく利用することができる相談、そういったことがあります。

そして、新生児の訪問、乳幼児健診、育児相談、そしてワクチン接種、すくすく相談会、ペアレントプログラムといった内容で、子育ての出産後の支援をするように、メニューがございます。

そして、また里帰りした方への支援としましては、里帰り妊婦健診、乳児健診、新生児聴覚検査、産婦健診といった支援がございます。そして、子どもの定期予防接種、里帰りの新生児訪問、乳幼児の健診など、それぞれ妊娠から子育てにわたる様々な支援事業、あるいは相談業務について、現在取りまとめをしているところでございます。

また、転入しましたら、未就学児、ゼロから6歳を持つ家庭が転入した場合、保健師が家庭訪問をして、保護者から子育ての様子、困り事なんかの聞き取りを行い、母子保健事業等のご案内もするといった体制で、取組をしているところでございます。

次に、保育所では、保育所の利用料の無料化をしております。国は3歳児からとなっておりますが、本町はゼロ歳児から無料となっております、給食につきましても無償化になっております。

次に、小学校では、給食費が無償になっております。

そして、中学校でも給食費の無償化をしております、中学校ではまた就学支援としまして、制服一式を支給と。そして、通学用の自転車ヘルメットの支給といった支援をしております。

ます。

高校では、嶺北高等学校、教科書の購入費の補助をしております。これは共通事業用の教科書になっておりますが、そういった支援をしております。

そして、トータルでは0歳から18歳まで医療費の無料化をしているところでございます。

そして、高校以降、大学へ進学した場合、奨学金の貸与条例をしまして、その対応もしているところでございます。

様々な支援を行うことで、子育てをしやすい、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを目指しているというところでございます。

ただいま、ちょっと分かりにくかったと思いますが、説明した内容を早めに一覧にしまして分かりやすくしていくことが、誰が見ても支援につながるのではないかとということで、昨日、保育所の保護者の皆さんとの懇談のときも、なかなか支援はありますが分かりにくいと。なかなかそれが手元まで届いてこないといったような声もいただきましたので、そういった対応もしていきたいというふうに考えております。町長からも、そういったことも広報、あるいは情報発信をしていくべきだということで話があっておりますので、令和5年度において、早めに、分かりやすい子育て支援について、取りまとめを行っていくということで進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

ライフシーンごとに、この場合はこういうことだということで、無料の本町の支援策が分かれば、非常によろしいかと思えます。

また、昨日、同僚議員の一般質問の中にも、隣町との議員の会話の中でこういう話が出てきたということが引き合いに出されていましたが、本町と隣町である土佐町とは、ほぼ同じような子ども・子育て支援策を行っております。

先日、土佐町の議員さんとの話の中でも、できる限りの子育て支援策を行っているが、しかしながら、子どもの数が増えないのはどうしてだろうという話をさせていただきました。現在子育て中の方にとっては、本町の子ども・子育て支援策は非常に魅力的なものであると考えておりますが、そのためにも、この町で暮らすということとの整合性が取れていなければならないと考えます。

この町を魅力あるものとし、そして子ども・子育てがやりやすい環境を整えることが必要だと考えますが、その点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

もうご指摘のとおり、この町で暮らしやすいということについては、いろんな産業もありますし、そういった総合的な取組が必要ではあります。先ほど教育長からも話がありまし

たとおり、妊娠したら、出産したらということで話がございましたけれども、妊婦さんや子育て世代の不安や孤立を解消していくというような、安心して育てられるという取組が非常に大事だと思います。

ただ、こうした取組を本町でも進めておりますけれども、全国の自治体でもいろんな取組、行われておりますけれども、私は本山町の取組は遜色ないと、いや、それ以上じゃないかという部分もあるというふうに思いますが、情報発信が非常に弱いというふうに感じております。

今後、先ほども教育長の答弁もありましたけれども、本山町の子育て支援というような名目でホームページに、本山町ではこういう子育て支援をしていますよというのをお知らせしていくという情報発信をしたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） ぜひ、進めていただきたいと思います。

本年1月23日召集の通常国会の施政方針演説の中で、岸田首相も異次元の少子化対策について述べておられます。原稿としては全文入れているんですけども、一部を紹介させていただきますと、「子ども・子育て政策は最も有効な未来への投資です。これを着実に実行していくため、まずは子ども・子育て政策として充実する内容を具体化します。そして、その内容に応じて、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、様々な工夫をしながら、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えてまいります」ということで、国としても積極的な姿勢を明らかにしておりますが、平成22年に税制改正が行われまして、その際に、扶養控除等の改正が行われております。

平成23年から年少扶養親族、これは16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されております。年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除につきましては、上乘せ部分25万円が廃止されて、扶養控除の額が38万円とされております。

これの代替案としまして、当時の民主党政権は、子ども手当ということで、1月当たり1人2万6,000円を支給するというので、この扶養控除を廃止されております。しかし、この2万6,000円という金額は支給されることなく、その後の自民政権下におきまして児童手当と名称が変わりまして、この児童手当も昨年4月10日から所得制限を設けることになってございます。

ですから、平成23年度以降は、年齢16歳未満の扶養親族の扶養控除が38万円あったものが零円になり、年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除が、63万円が38万円に縮小されております。また、現在、児童手当を18歳まで支給延長という要望書が議論に上げられておりますが、その際の所得制限の撤廃等の話が出ております。

議長、資料配付のために休憩をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:19

再開 13:21

○議長（岩本誠生君）資料の配付を終わりましたので、休憩前に続き会議を開きます。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）先ほどお配りさせていただきましたのは、先月実施されました、異次元の少子化対策に求める当事者アンケートということで、どんな支援があれば、もう一人子どもが欲しいと思いますかというアンケートでございます。

そうすると、このアンケート調査によりますと、1位が扶養控除の復活・拡充、2位が児童手当の所得制限撤廃・拡充と続きます。

また、このアンケートの中でも、本町として既に行っていること、今後できることがあると考えます。例えば、零歳から2歳児の保育園費用の負担減というのは、もう既に本町としては実施をされておりますし、また、今後できることとすれば、妊娠・出産補助の拡充とか多子世帯向けの住宅補助等、既に行っていること、またこれからできること等があると考えております。

また、町長の先日の施政方針におきましては、子ども・子育て支援に対する新たなメニューとして、4月から一時保育事業を試行的に導入するというのを施政方針の中で述べられておりましたが、具体的に、この事業としてどのようなことを行うのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）9番、吉川議員の質問に対し、お答えします。

一時保育でございますが、事前に予約をいただきまして、本山保育所内にある、子育て支援センターというスペースがありますが、そちらで受入れをする予定となっております。

すみません、手元に要綱をちょっと持ち合わせていないので、大変申し訳ないんですが、事前予約ということで、たしか午前9時から午後4時、時間を設定をしまして、午前あるいは午後での受入れも可能というふうにしております。

ただ、月に利用する回数を一定、何といたしますか、回数を決めさせていただきながら、この1年間は試行的に行いながらニーズをつかんで、それによって来年度、本格といたしますが試行から正式に受入れしていくということで、本山保育所において受入れをしていくということで予定をしております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）非常に、子ども・子育て支援ということに対しましては、兵庫県の明石市の泉房穂市長、非常に先進的なことをやっております。彼本人につきましては、いろいろ毀誉褒貶もございしますが、この3月には市長を辞められるということですが、子ども・子育て政策によって、兵庫県明石市は人口増にもつながりまして、日本一の子育ての市ではないかと私、考えております。

ここまでとは申しませんが、この本山町において、本山町にしかできない子ども・子育て支援を積極的に今後進めていただきまして、何とかこの本山町が将来に残せる町に続けられるように、切に要望いたします。

一応、町長、何か答弁がございますか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今、先進事例として明石市の取組を挙げられました。いろんな保育料の無料とか医療費の関係では、本町も遜色ないというふうに思っていますけれども、あと、やはり妊婦の方とか子育て世代の方、先ほども申し上げましたけれども、やはりそういった方が安心して育てられる、孤立しないというような取組が、私は非常に大事なんじゃないかなと、改めて明石市の取組なんかも拝見しまして、いろんな取組をされておるのを拝見して、そのように感じたところがございます。特に、ゼロ歳児の見守り訪問ということで、おむつ定期便とか非常に特色がありまして、そういったことなんかも面白いなというふうに見させていただきました。

今後、より子育て政策について、支援について検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

2022年4月から、不妊治療は保険の適用対象となりました。以前は不妊の原因を明確にするための検査や、症状の治療のみに保険が適用され、体外受精などの不妊治療の場合は、保険の適用範囲外でした。そのため、特定不妊治療費助成事業という助成制度が利用されてきました。

先ほどお配りしました資料の厚生労働省のリーフレット、「令和4年4月から、不妊治療が保険適用されています。」をご覧くださいれば幸いです。保険適用内で不妊治療を受けるためには、幾つかの条件を満たすことが必要であると。対象年齢としましては、治療開始時の女性の年齢が43歳未満、保険適用回数が40歳未満が1子ごとに胚移植6回まで、40歳以上43歳未満が1子ごとに胚移植3回まで、婚姻関係の確認ということで以下のいずれかに該当することということで、婚姻関係にある事実婚である、事実婚の場合は以下の確認が必要ということで、重婚でない、同一世帯であること、治療の結果、出生した子について認知を行う意向があること。で、この不妊治療が保険適用になりメリットができました。まず、治療の進め方の基準ができたという第1のメリット、経済的負担の軽減につながっているという第2のメリット、それと不妊治療に対する社会的理解が広がったという、大きく分けてこういうメリットがあると考えられます。

ただ、反面、保険制度化されたことによって、デメリットも発生しております。例えば、助成制度の廃止により、負担額が増えるケースが出てくるということがございます。保険診療化により経済的負担は全般的に軽くなると考えられておりますが、保険治療や先進医療として認められていない治療法を必要とする人にとっては、負担額が大きく増加するケー

スがあります。

現在の日本の法律では、歯科医療の一部以外は、保険診療と自由診療を交ぜて治療をすること、混合治療ができないことになってございます。保険診療や先進医療として認められていない治療の一つでもこの不妊治療で行おうとすると、本来なら保険診療の対象だった分も含めて全額自己負担になるという弊害が出てございます。これまでの助成制度があった場合には、支払った治療費の一部が返ってきていましたが、それがなくなったことで、実質的な経済負担が増えるケースが出てきていることが予測されます。

また、第2のデメリットとしまして、受けられる医療に格差が生じやすい。保険診療を行うと、それを保険診療の審査機関に申請する作業が必要になります。通常保険診療以外に先進医療を行えば、これまた別途診療が必要です。ある程度の規模の医療機関であれば、そういう申請は難なく行えるんですが、特にこの出産というのは、非常に小さなクリニックで行っている場合が多いので、申請作業が難しいということもあります。それゆえに、中には先進医療を行わない個人のクリニックも出てくるのが考えられる。

また、今回は先進医療として認められなかったものの、一定の治療効果があることが分かっている治療については、治療費全額自己負担の自由診療で行うしか方法がないというふうなことが、今後出てくるデメリットとして考えられます。

また、第3のデメリットとしまして、診療法の研究が足踏みする可能性がある。

現在、世界中で行われている不妊治療法には、個人のクリニックで開発された技術が使われることが少なくございません。それが世界中に広まって、今日の生殖医療を支えているという面がございます。このように不妊治療は、自由診療だったからこそ最新の医療を取り入れて、治療法を発展させてきた側面がありますが、保険適用になり標準化されることによって、そうした新たな治療の開発が進まなくなる可能性もございます。

不妊治療が保険適用になり、メリットもありますがデメリットとなる部分も出てきたと。このデメリット部分を何とか助成することができないかということについて、お伺いいたします。

例えば、保険診療で行われてきました体外受精、顕微授精の治療、また主治医の判断により、国の先進医療会議で安全性、有効性について審議中または審議予定の医療技術等を併用したため、保険適用外になったようなものに対しての、保険外診療となった部分に対しての助成を行う、そういうふうなことが今後、本町において、不妊治療の保険適用からはみ出た部分についての、何とか助成ができないかということについて、検討願えないかということについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

不妊治療につきましては、助成制度を実は検討をし始めておりますけれども、議員の今のご説明のとおり非常に複雑でございまして、そういったことで、どういった助成制度にしたらいいかということ、年齢制限や回数制限がありますけれども、その自己負担分を見てい

くのか、それとも先ほどご指摘のありました、保険適用にならない場合の診療、自由診療や混合診療を助成していくのか、そういったいろんなケースがございまして、ただ、少子化対策ということでは非常にこれ、大事な課題だというふうに思っておりますので、そういったいろんなメリット・デメリットのことなんかもちっと検証し、この助成制度について制度設計を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） ありがとうございます。

また、不育症というものがございまして、不育症とは、妊娠したものの流産・死産を2回以上繰り返す状態をいい、不妊症についてはまだ分かっていないことが多く、検査を行っても約半数は原因が特定できないと。しかしながら、不育症の方が検査を行うと、一定以上の頻度で見られる異常があり、これらの因子があると流産しやすいという意味で、リスク因子と呼ばれているものを発見することができます。

現在、高知県では、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据えて先進医療として実施されている検査を対象に、不育症検査に対する費用の一部を助成してございます。その助成額は1回の検査に係る費用の7割に相当する額ということで、上限6万円をしてございます。

不妊治療に対して県が助成できる部分、本町として助成できる部分を整理していただいて、子どもが欲しいが子どもに恵まれない方への支援策を充実させていただきたいと考えます。不妊治療が保険適用になったが、保険診療と自由診療を混ぜて診療する混合診療のはざままで、保険適用がされない部分についての助成を今後検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 今の話を聞かせていただきまして、なお一層、なかなか複雑だなというふうに思っておりますけれども、令和5年度中には不妊治療の助成制度について、制度設計をしていきたいというふうに考えております。

いろんなケースがございまして、そういったものにどういった助成をするのかということについては、また議会でも相談をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○教育長（大西千之君） すみません、議長。先ほどちょっと説明した部分で訂正があります。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 吉川議員にお答えした一時保育の事業の関係で、すみません、ちょっと訂正といいますか、今の時点の計画では、保育時間が月曜日から金曜日まで、8時から16時までを予定をしております、利用日数は週に3日を限度として、月の利用日数は10日以内とするということで、時間及び利用日数についてはそういった時間でございませ



て、先ほどこよつと誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

それと、1日当たりの利用定員は、保育士の確保の関係もございまして3名までということで、現在そういった要綱にしているところでございます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）了解ですか。

○9番（吉川裕三君）はい。

○議長（岩本誠生君）じゃ、どうぞ、9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、令和5年度予算編成を踏まえ、本町の財政についてお伺いします。

昨年11月の財政研修におきましては、本町の財政見通しについて、財政担当から説明を受けました。その財政研修の際には、令和4年度から赤字になるとの見通しでございました。その財政研修から4か月が経過しておりますが、改めて令和4年度の最終決算見込みがどうなるかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）9番、吉川議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のありました内容につきましては、予算委員会でも紹介させていただきましたけれども、改めまして、5年度の一般会計の総額につきましては41億6,500万円となっております。前年度比14.2%の減額ということで取組をさせていただいております。

令和5年度の重点事業といたしましては、中学校施設、集会所の整備に取り組みますけれども、事業執行に当たりましては、国・県の補助金や交付金を活用するとともに、財政調整基金の取崩しと、過疎対策事業債を中心とした起債の借入れなどをして、財源確保して進めていくということにしております。

今後の見通しの点では、委員からもご紹介ありましたとおり、公債費が年々上昇する中で、財政研修の中でも紹介させていただきましたけれども、令和10年度をピークに、7億6,200万円の公債費が発生するという状況で、本年度からだんだんと増額をしていくところでもあります。

今後の見通しの点で言いますと、やはり歳入増が見込めない中で、いかに歳出を抑えていくのか、これまでの取組をさらに重点的に取り組んでいく必要がありますのと、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力、そして職員の英知を結集して、財政課題に取り組んでいく必要があると思っております。

令和4年度の収支見通しでは、若干の黒字でありますけれども今後、先ほど紹介しましたとおりの公債費が増大していくという状況にあるということで、答弁としたいと思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございました。

令和4年度の本町の最終収支は若干の黒字を見込んでおると。で、公債費がピークになる

のは令和10年で、その際の金額は7億6,200万円になるということで承知いたしました。

関西学院大学大学院の小西砂千夫教授によれば、地方自治体の赤字は、数千万円程度の赤字であれば、職員の努力、経費削減で何とか赤字解消は可能だという話が以前あったように思います。いかに公債費のピーク期の公債返済、この場合7億6,200万円、そういうときに当たっても、住民サービスを低下させることなく行政を行うかということがポイントになるかと考えますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）議員のご紹介のとおりでありまして、やはりこの、いわゆる借金の返済をしていくという厳しい状況の中で、いかに町民のサービス等を低下させずに必要な行政をしていくというのが、本当に大事になってくると考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、国は国債発行に対しまして、国債整理基金特別会計というのを積み立ててございます。地方自治体におきましては、公債費を発行するために減債基金を積み立てております。この減債基金というのは、公債費返済を担保するものとして積み立てられているというのが建前でございます。

今後、本町の財政が赤字になることを前提にお伺いいたします。公債費返済と減債基金の取崩しについて、どのようなお考えがあるかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えします。

減債基金の積立て、財政調整基金等の基金の積立て状況につきましては、令和5年度の当初予算の関係資料に、参考資料として添付しておりますので、またご覧いただきたいと思っておりますけれども、今後の厳しい財政が予想される中では、積み立てております減債基金を活用し、その時々状況に応じて、財政調整基金で行政財政を運営していくという取組を進めていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、最後の質問にいきます。

現在、本町において相当数の町有の遊休地があると推測されます。令和3年度財政に関する調書によりますと、現在町有の宅地が3万3,600平米あるとされてございます。

町有の遊休地の入札を行い、財産処分をする必要性についてどうお考えか、その所見についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）9番、吉川議員のご質問にお答えいたします。

議員紹介の町有財産の有効活用あるいは売却につきましては、この間、この議会でも何名

かの議員の方からもご質問をいただき、お答えをしてきたところでありますけれども、議員ご指摘のとおり、土地の有効活用の面からも、現在利用が具体化していない場所とかという点につきましては、順次売却等の取組を進めていかなければならないと考えております。

具体的には申し上げられませんが、幾つかの土地につきまして、売却に向けての準備も整えております。今後、ホームページでありますとか行政連絡を通じて紹介をしていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

公有財産等の売却につきましては、町民共有の財産の処分という観点から、一般競争入札により、できるだけ高い価格で売払い、成果を還元していくというのが原則です。まちづくりの観点での活用とか、政策的目的での公民連携による公共の福祉に資する利用が必要な土地については、条件をつけた売払いや土地利用計画を審査して買受け者を選定する方式を採用することにより、総合的な観点で最も公共の福祉に資する売却等を行う必要があるという原則がございます。

しかしながら、現在、言い方悪いですが、遊んでいる町有地につきましては、その維持管理費が相当長く発生していると考えます。そういうふうな資産を民間に払い下げる、売り払うことにより、町としましては、そこから固定資産税を徴収するということができます。そういうふうなことを考えるのであれば、この町有遊休地の仕分を行い、そして、今後活用する予定のない遊休地については、一般競争入札での処分を進めるべきではないかと考えますが、再度この点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 全く吉川議員のご提案のとおりであります。

今後の有効活用の面も含めまして庁内で再度検討して、取組を進めていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

この点について、何か町長ございますでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 今ご指摘のありました件につきましては、有効利用ということでは、やはりいろんな民間の活力を導入するという面からも必要になってくる課題だというふうに思います。

先ほど総務課長が答弁しましたとおり、庁内で検討してまいります。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございました。

これで準備しておりました一般質問は全て終了します。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君） これをもって、9番、吉川雄三君の一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 13:47

再開 13:48

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、岩本誠生君の一般質問を許します。10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）議長よりお許しをいただきましたので、10番、岩本誠生、一般質問を始めさせていただきます。

この議場で議会が始まってから27年を経過したようであります。この定例会が最後の定例会になります。108回目の定例会、これをもって、この議場から去るわけでありませうけれども、そのしんがりを務める、この一般質問の私は非常に感慨深いものがあります。一生懸命頑張って、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、執行部のほうも明快なご答弁をお願いをいたしたいと思っております。

まず、今回は3問の大項目で通告をいたしてあります。

最初に、町長の政治姿勢と行政に対する信頼についてということで、お尋ねをいたしたいと思っております。

まず最初、施政方針の中にもいろいろありましたが、まず、この町をどうしていくか、そして、人々の命と暮らし、それをどういうふうに守っていくかということが、施政方針の中に入る述べられておったわけでありませう。

その中であつても、やはり疲弊していくこの地域をどのようにしていくかという政策が一番注目されたわけでありませう。これは、さきの県会における知事の施政方針の中にも、中山間の疲弊が非常に深刻になってきておると、それで県においてもその危機感を察知をいたしまして、改めて県政の中心に中山間対策を位置づけして、再興ビジョンを策定するという表明をされております。中山間の問題については、地元の金岡県議も再三県議会において取り上げられまして、県の見解をお聞きし、そしてまた政策提言もいたしてあります。

本町にあつても、まさに地方創生、それから活性化、それをどのような形で展開させていくかということがこれからの課題になってくるわけでありませうが、県にあつては道しるべというような形で出されております中に、やはり現在あるものをどのように生かしていくかという考え方が中心になっております。集落活動センターの活動の支援であり、それから、担い手確保策として地域おこし協力隊の倍増であつたり、移住の促進等、これを挙げておりますけれども、やはり新しい政策というのはなかなか出てこない、手詰まり感がそこにあるわけでありませう。

しかし、そう言つてはられない。何とかしていかなければなりません、今言つた県のほうで示されていることは、まさに本町にあつても大きな課題の一つであり、これをどう展開していくかということによって、今後の本町の発展につながってくると、また創生につながつ

てくると、こういうことになってくると思うんですが、この現状の対策をさらにやっぱり遂行していくこと、これがまず肝要であるというふうに私は思いますが、町長、施政方針の中にもる述べておりましたけれども、本町の対応を改めてお聞きをしておきたいと思いません。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えをいたします。

議員、先ほど言われましたとおり、知事は来年度の県政運営に当たって四つのポイントを挙げておまして、その一つに中山間地域の再興を挙げております。地域で頑張っているみなさんとともに、未来を切り開いていく道しるべとして、中山間地域再興ビジョンを策定するというふうに表明されました。その中で、集落活動センターのこと、それから協力隊の倍増というようなことが述べられております。

本町でも、集落活動センターでは第一号となりました汗見川の集落活動センター、それからなめかわの集落活動センターと2か所ございます。その集落活動センターでは、地域の活性化や地域資源の活用、そして地域のやはり核となって活動していただいております。この活動の支援を今後もしていきたいと、伸ばしていきたいというふうに考えております。

また、地域おこし協力隊におきましても、林業や農業、それから商工業でもアウトドアなど、いろいろな面で活躍をしていただいておりますけれども、こういった協力隊も導入しまして、地域の活性化や産業振興ということにも、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それは一般的なお答えだというふうに受け止めておきますが、まず、町として地域を創生していく、そして、いろいろ産業を興していくという前提には、やはり予算をどのような形で配分していくかと、これが現実的な問題だと思うんです。

この前の予算査定のときにも、私、お話を申し上げたんですけれども、例えば、特に私どもの町は一次産業が中心でありますので、農林水産業費というものが重点的に予算配分がされております。約4億2,000万ぐらいの水産林業費があります。その中で、農業費として3億円ぐらいになりますね。そして、またそれを今度は農業振興費だけに絞って見た場合に、1億4,300万ぐらいあります。これ、非常に力を入れていらっしゃるということはよく分かるんです。

町長の施政方針に基づいて予算が配分されているというのは分かるんですが、その中にもあっても、私、指摘したように、畜産費には非常に今回、少額の計上であると。昨年からいったら1,100万ぐらい減額されている。昨年はコロナの関係で交付金があったりしたんで、そういう意味でのあったということですけども、畜産費に550万ぐらいしかついていない、予算が。その中で、実際に畜産農家の皆さんに配分できる予算が300ちょっとしかないんですよ。

これで果たして畜産業者が今のこの苦しい状況の中で復活できるかということを考えたときに、やはりここらあたりの力の入れようが、本当に町長が考えている地域創生につながっているかと、それが活かされているかというふうを考えるわけですが、町長、このあたりの予算配分の考え方を、私は特にこれは少な過ぎるから補正予算で何とかするべきじゃないかというふうに申し上げた。それは、政策的には子牛の価格の補填にこうしますよとか、それから1頭当たり、子牛の成長に必要な飼料をこれぐらい補填しますよとあります。

しかし、それもそうですけれども、電気料が上がったり、いろいろ形で非常に経営そのものが苦しくなっている。あちこちで畜産をもう辞めようかというところがたくさん出ているということを見た場合に、その予算配分のことについては、もう一度、やはり補正予算等ではっきりと対応するという姿勢を示すべきじゃないかと思うんですが、町長のお考えを承っておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

昨年度、ご指摘のとおり、コロナの交付金等がございまして、そういった事業にも充ててきたわけですが、予算総額の中での当初予算の予算組みというふうにはなっておりません。ご指摘のとおり、畜産事業は今非常に厳しい。飼料にせよ燃料にせよ、非常に高騰しておりまして、非常に厳しい状況であると。一方で、子牛価格、肥育と繁殖のバランス等もあろうと思っておりますけれども、子牛価格が安いということも言われております。

子牛価格の安定基金ということでは、国のほうが緊急事業ということで、基金協会から農協へ事務委託だったかをしまして、価格保証も今、制度化がされております。12月までですか、なるようになっております。そういったものは、この予算には出ておりませんが、それに対しましても、やはり畜産に対する支援というご指摘については重く受け止めなくちゃならないということで、今後も検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ぜひ畜産農家の方々と、一回訪問していただいて、実情を把握していただきたい、そして生の声を聞いていただきたい。そして、それを政策に生かす、予算に生かすという対応をお願いしておきたいと思います。

特に畜産を取り上げたのは、非常に厳しいという声が私のほうに伝わってきておりますので、特にその面についてお話を申し上げたわけですが、地方創生、それから活性化の中で集落活動センターへの支援とか、様々な県の政策に合わせた対応ということは、これからどうしてもやってもらわないといけない、これは。

そして、本当に今まで地方創生や何だかんだというのは、国が示して、何とかこの金で地方を興しやという形で、町村がそれぞれのアイデアを出し合って、競争でやってきた経緯がある。しかし、それでもまだ本当の意味で地方創生、まちおこし、村おこしが十分果たしていないという実態、逆に人口が減ってくるから衰退していくということを考えた場合に、もっ

ともっと力を入れていかなければならない事柄であるというふうに思うんです。

これを一番最初に取り上げたのは、県の知事が特に力を入れると、だから本町も同じくそれに力を入れなければならないのじゃないかということで、質問の一番最初に取り上げた次第であります。町長のこれからの対応を期待いたしております。

次、2番目に、同僚議員からも質問が出ておりましたけれども、更新住宅問題です。

これはただ単に住宅を50戸建てるとか、40戸建てるとかいうだけの問題じゃなくて、やはり政治の、また行政の根幹に関わる問題が絡んでおります。特に議会と執行部との関係、これがやはり二代表制というような言葉で表しておりましたけれども、信頼関係が薄らいでくるような状況になっておる。これを何とか回避しなければいけないということで、何回か今までも質問を続けてきたところであります。

私もこの件については一日も早く解決をしなければいかんと、更新住宅そのものが始まってからもう10年以上になりますけれども、この問題が起こってからは、ここ二、三年の間のことです。そして、予算の減額とかいうような状態で、新しく澤田町政になってからも1年余り、全然進展をしていない。こう考えた場合に、どうしてもこれを解決しておかなければならないということで、この件を集中的に質問を申し上げたいと思います。

まず、町長にお聞きをいたしたいと思うんですが、町長は基本計画を十分読んでいらっしゃるでしょうか、本山町改良住宅建替基本計画書、この計画書、目を通していらっしゃるでしょうか。まず、それをちょっとお答え。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）資料として見ております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）いや、資料としてじゃなくて、今一番重要なのは、私、これだと思うんですよ。なぜかと言えば、この基本計画が発端なんです。そして、基本計画の中に書かれていることが、今、実行されていない。だから問題視されているんです。

まず、この基本計画ではどう書いてあるか。今、町内にある町有の管理している既存のストック、ストックといいますけれども、既存の資源という意味のわけですけれども、既存ストックを有効に活用して、住宅のセーフティーネットとして良質かつ低廉な公営住宅等を供給することを目的とし、本山町公営住宅長寿命化計画及び本山町公営住宅及び改良住宅ストック総合活用計画における二つの団地、銀杏の木団地と西木戸団地の位置づけを踏まえて計画をつくると、まず大前提、こういう形で掲げてあります。

さらに、これに第6次本山町振興計画、魅力あるまちづくりの住宅の件、それから本山町過疎地自立促進計画、生活環境の整備、これも住宅に関すること。それから、住宅マスタープラン等を基本計画策定の指針として、そして、この基本計画は出来上がっておる。まず、ここに住み替えとか、そういう言葉はまず出てこない。まず、この基本的なこと、まず、住宅政策として考えていこうということが、まず基本になっていきます。

そこで、今、問題になっている戸数の問題、これもこの基本計画の中には触れていますね。それは必要戸数の設定は原則として、現在の居住者の住み替えを目的とし、原則として、これはもう原則、言葉必ず原則原則という、原則として必要な戸数の確保を検討するものとする。これ、なぜ原則、原則としたかと、あえて2回も原則を使っているかと、これを文法的に考えてみましても、非常に柔軟性を持った言い方だというように判断できるんですよ。その上に、本山町の長寿命化改良住宅のストック総合計画等の住宅供給計画を考慮し、現在の居住者以降の変化なども考慮する必要がある。そこで、この設定した意味合いの中に、実施した意向調査から現在居住している住戸数を確保して、さらに計画に必要な最低戸数を算定した、確保した。2団地合わせた居住数が58戸から、入居を希望しない4戸を除く54戸をまず基本計画として策定する、設定すると、こう書いています。

以上の基本計画の策定の趣旨から、住み替え戸数しか建設しないということは、どこにも書いていない。町長は、私の担当のときに住み替えだというふうに考えておったと、これ、先入観です、町長の先入観。自分がそう思っておったから、住み替え、住み替えということ常を言葉として使ってきた。しかし、この基本になる計画の中には、住み替えも当然含まれているけれども、それ以上に本山の住宅のマスタープラン、そのことも考慮した形で戸数は設定しましたよとはっきりと書いてあるんです。まず、これじゃないですか。

町長が予算を減額するときも、計画変更ではない、50戸を40戸にすることではないから、何とか減額を了承してもらいたいと言った。この姿勢こそ、これが私は正しいやり方だと思うんです。50戸を原点として、あと地域とも議会ともこれから話し合っていきますからという姿勢を打ち出して、この1年間、町長が対応しておれば、もうとっくに解決している問題なんですよ。そうじゃなかったでしょう、1年間、そんなこと、それから県にも行っていなかった。県として、更新住宅、どのようなスタンスかという、町が決めていただければ、県としては問題はありませんというスタンスなのですよ。町の姿勢がまず第一ですと、こういうスタンス。これは県に聞いてみていただいたら分かると思う。

そのためには、やっぱり町長がそこらあたり、引き継いだや何だかんだいうような問題でなくて、去年3月、減額をしたときの町長のあの気持ち、50戸は変えていないんだと、それから話せば、地域とも議会ともお互い話し合っ。これね、町長、前町長は50戸を40戸にするという理由を詳しく述べていないから、ただ単に住み替えと言っただけだと、住み替えだからとこう言っ。減額する理由が財政的な理由なのかと聞いたら、財政的な問題ではありませんと答えている。それでは何ですかと言ったら、答えない。これじゃ納得できませんでしょう、誰が考えても。なぜすると、こうだからということがないだけに、これは町長が今かたくなに住み替えの40戸をこだわっているというのは、私はおかしいと思う。まず、町長の今の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。



基本計画書、私が総務課長のときにつくったものでございますので、覚えがあります。戸数については、確かにいわゆる住み替えを原則とするということで、今の現状を把握して、建て替え戸数を決めていったと。当時はまだ五十数戸、あの敷地内に非常に窮屈にはなりませんけれども、その戸数を収めて、それから画一的なものにせず、町を形成するというイメージで配置もしていこうということで、この計画をつくったことを覚えております。

そういうことで、私のその当時の考えとしては、老朽化した改良住宅にお住まいの方を住宅を建て替えて、住み替えていただくという認識でございました。

○10番（岩本誠生君）答弁になっていない。答弁になっていません、それは。私は町長の50戸とか40戸とかいう住み替えということの概念を聞いているわけ。ずっと言い続けてきているけれども、その根底が今の計画によって崩れているんじゃないかということも言っているわけ。

○副議長（澤田康雄君）もう一回答弁できますか、町長。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この計画を作成した際に、必要戸数を決定するときに、住み替えに必要な戸数を考えて戸数を決定してきたという認識を持っております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）だから、先ほど読み上げたように、この計画の策定には住み替えを基本として、そして、住宅政策として最低限の戸数を設定したと書いてあるところを、私は読み上げているわけ。だから、住み替えということは、必要な戸数しか造らないということなんです。住み替えばかりに固執するということは。人がおらんようになったら、どんどん減らしていきますよということを前提にした計画なんです。今、読み上げた計画はそうじゃないでしょうと、私、申し上げている。

だから、今、言ったように、50戸よって、30戸に減ったら30戸でしますよという計画じゃなしに、一応全体的な住宅政策の中で、空いたものについては一般住宅として公募します、それに対する条例として、本山町更新住宅設置条例を策定していると。これは公募しますよということを書いてあるわけ。それを前提にしているわけですよ。そうでなかったら、こんな条例なんてあんまり必要ないし。

この書いてあることを見たら、そういうふうには解釈できるし、それとこの住宅政策は法令的には何を根拠にしていると思っておりますか。何を根拠にこの制度が設定されているか。制度制度とおっしゃいますけれども、この制度の根拠を分かっておれば、述べてみてください。何を根拠にして、この事業が行われているかと、これ根拠。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）根拠になっておるのは、改良住宅等改善事業制度要綱だというふうに考えています。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ということは法律じゃないですね、これ。要綱ですよ。

要綱の中にも、住み替えじゃなかったら、あとの戸数は建てませんとは書いていないですね。もしそういう根拠があったら、根拠になる、私もここに制度の要綱持っていますけれども、住み替えしか造りませんと、それ以上造っちゃいけませんと書いてあれば、それを示してみてください。そういう箇所があれば。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

（「ちょっと」の声あり）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ちょっと補足しますけれども、今、一番最初に申し上げた基本計画は、この要綱を基にしてつくられています。これが根拠とすれば、住み替えという言葉というものは書かれているけれども、その建設をする根拠として、本山町の住宅政策の中に含まれた形で最低の戸数を設定しましたと書いてあると、こういうことです。もしそれだったら、必要なものしか造りませんよと書いてなければいけません。理論的にはそうなりませんか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁できますか。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）この要綱の第11の更新住宅の建設等のところでは、建て替え事業の施工者は原則として従前の改良住宅等の戸数（空き家戸数を除く）、以上の戸数の更新住宅を建設すると、なければならぬと書かれておりまして、空き家戸数を除く、現在ある改良住宅の戸数以上というのは、第6のところにも書かれておりますけれども、狭小、老朽化等により居住水準及び住環境の向上を図る必要がある場合には、やはり戸数以上、僕は建てていくんではないかというふうに考えていますけれども。

以上、答弁いたします。

（「そんなこと理由にならん」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）答弁しましたので。

（「いや、納得がいかん、それは答弁にならんで」の声あり）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）これは、だから要綱だと、私、言っているわけ、要綱。要綱を受けて、本山町の基本計画ができていんでしょうと。基本計画の中には、住み替えということも考えながら戸数を設定しますけれども、住宅政策として必要な戸数を設定しましたよと書いているんですよ。だとすれば、私が言う住み替えの分しか造りませんと、あとは全部減らしていきますと、亡くなった人ができたりしたら減らしていきますということで、数はどんどん減ってきてても全くいいですよという根拠がどこにあるかということ。ないでしょう。

計画からすれば、当然、住宅政策で本山町全体の住宅政策で考えた、これが計画であったと。こういうことになりませんか。5区地区だけの計画ではない。本山町全体の住宅政策として考えたものだ。だから、あと空きができたりいろいろした場合のは、当然、一般住宅として公募します、たくさんの人に入ってくださいと、こういうことじゃないんですか。だから、それはさっき言った改良住宅のストックを有効に活用した住宅政策としてやりますよという基本計画の趣旨に基づいてやられていると解釈して、私はいいと思うんですよ。

そこまで読み込んでみてください、この計画を。そうしないと、減らして、40戸で、町長、敷地に住み替えて構わんと、その根拠がどこにもないじゃないですか。根拠があったら、私もああそうですかと言いますよ。そうじゃなしに、計画ではそうは書いていないんだから。それを無理やり、むちゃくちゃ自分らが住み替えだけだったというふうに読み替えて、そういう先入観も含めて、私はそう思うそう思うと、こうやって言っているだけの話であって、実際、この計画その他を読み抜いていくと、そうではないんじゃないかと、こういうことになるのと違いますか。

それと、県のほうのスタンスも柔軟性を持ってやります。それから、総務委員会でも、柔軟性をという言葉をしきりに使っていましたね。柔軟性あるはずなんです。それだけこれは弾力性を持ってでき得る要綱であるわけですから、その要綱に基づいた計画なんですから。

だから、町長が、区域のこともそうだけれども、町長が50戸を40戸にすることじゃないといって言ったその言葉、重いですよ、これは。予算を減額するときに。町長がそう思って議会に言った以上は、今のスタンスは50戸だという頭で話をしないといかんですよ。それは、町長は、住み替えは40戸だというそういう頭になってずっと話ししているから、先、話が進まないのであって、いや、50戸ということは、私も最初からそう思っていましたという言い方では、50戸は40戸に変えるものじゃないよと、だからこれはこうこうだけしてくださいということでやっているから、議会としては疑義を持つわけよ。それで、この1か月、1年間やってこられたのは、私はまさに不作為行為に属すると、不作為であったと、町長がやるべきことをやっていないじゃないかということにもなるわけです。

ただ、町長、厳しいことを言うようですけども、困ったとか、苦しいとかいうのは、町長としての答弁にはなりませんよ。明確にこうこうだと言って、もうトップになったら決断をするときには、やはりイエスかノーか、相撲では軍配を真ん中に上げるようなことじゃないかんですよ。どっちかに上げないかん。そのためには、その裏づけになるものをおかちり持っておらないかと、こういうことなんですよ。

これは何度も確認をしたことなんです、町長。もし亡くなったりして空いてくる可能性があるのと、そのときにはどうするんですかと言ったら、一般住宅として公募します、これまさに基本計画どおりの答弁だったと、そのときには、話だったと思います。いや、議会では言っていないですよ。地元で言ったんでしょう。地元で前の町長が言っている。それがくると変わったから、なぜ変わったのかということが分からんから、どうして変わったのと言ったら、住み替えだということになったから、いつの間に住み替えに、それこそすり替わったんだろうということになるわけよ。それがいまだ解決していないから、地元とも、それから議会とも話をつかないんじゃないんですか。

一回、だから、私、何度も言う、一緒に行くから県へ行きませんか。こういう状態ですがどうしたものでしょうかと、本山町としては約束どおりというか、今までの計画どおり、こうしたいと思っていますがということを県に言って、県の指導も仰いだらどうですかということも提言をしてきたけれども、それもされていなかった。これ、やっぱり行政に対す

る大きな不信感になってくるんですよ。納得のいく、やはり対応をしていただかないと。

どうするおつもりかな、この件に関して。今後、50戸ということで原点に戻って、もう一回地元とも話し、議会とも話していくという、前から言う一つの対応をやってくれるかどうか、それですよ、問題は。またこれから先も当たらず触らずで、しんどい、どうしようもないということではあったらかし。これだったら、何か昔あった町政と同じような形になるんじゃないですか。町長、決断の時だと私は思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘いただいたことについて、入居されていて、その方が転居等で空き家になった際には、当然一般住宅として活用するというはそのとおりでというふうに思いますが、最初から、住み替えを上回る戸数についてはもう一般住宅という形になるかと思えます。この計画を立てたときに、住戸戸数の原則として、現在の居住者の住み替えを目的とし、先ほど議長読み上げていただいたとおり、原則として住み替えに必要な戸数を、戸数設定のときにそういう考えを持ちまして、なおかつ、その地区の委員会の皆様にそのことを説明させていただいて、この戸数について決定をしたところであります。それはこの計画が平成24年度ですか、に策定しておりますけれども、そういうことで策定してきたという経過があります。

今、議員ご指摘のとおり、またという部分があるんじゃないかと、住宅政策の中で位置づけられている部分があるんじゃないかということをお話しされましたが、それについては、今後、全体的な住宅の政策として考えなくてはならない部分はあろうかというふうには思いません。

（「どないすんねん」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）町長、何回言っても、あんた、分かんいですね。本当、困ったですね。当初54と言っていて、そして50になって、46戸まで来ていたんですよ、実は、46戸、入る人が。亡くなったりいろいろして。それでも、そのときでも、4戸入居者いなくても、それは一般住宅としてやりましょうということで、50戸の設定は変わっていなかったわけだから。それだったらその時点で46戸ですよと、これで終わりですよと、こう言うべきじゃないですか。だから、全部そこら辺がはっきりとできていないから、不信感を招いて、住み替え住み替えって言葉変わって。そして、一応行って住宅をまだ建て替えて見えていないでしょう。見ていないでしょう、戸数の並び方とかいろいろ。見ていないからですよ。

（「見ています」の声あり）見ています。無理むちゃくちゃ引つけて、軽四ぐらいが通られるというような、間が。人がやっと通られるぐらいのぎりぎりになって、隣の2階から片方の平屋の庭に上の雨水がどんどん落ちてくる。そんな仕組みに圧縮をされた形になって、配置が変わったりして。そんな状況にまでなっているんですよ、実は。それは無理むちゃくちゃやっているからですよ。もっと広く、前に計画されたとおりで建てば、うまいこといっ

ておったものが、そういう形になって、せつかく快適な環境の中で生活してもらったらいと思った更新住宅政策が、こりゃどうなるやというところのような状況にまでなっているということを、現実を見た場合に、かなり無理があるんじゃないかなと私は思うんですよ。

だから、その原点に返って、50戸建てろとって不逞こと言うんじゃないですよ、50戸じゃなくて、原点に返って、まず50戸であった計画に返って、もう一度地元と議会を交えて、今後の対応について話したらどうですかという提言をしているわけですから、それをものめんと、それもいかんと言うんだったら、一体その理由はなんですかと。かたくなに、それまでも否定をするのは何ですかと、原点に返ることができない理由は何ですかと、こういうことを聞かざるを得ないでしょう。そう聞いたら、またしんどいでしょう、そう聞かれたら。

聞く前に、そういうふうに町長が、いや、いろいろ経過もよく分かったと、前の町長からの引継ぎもあったけれども、いろいろそこら辺分かりにくいものがあったけれども分かったと、もう一回原点に返って、そこら辺を話し合い、県の指導も仰ぎながら対応していきたいという姿勢を出してこそ、澤田町政の私は任務だと思っていますよ。答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えいたします。

住民の皆様、特に委員会の皆様との経過がございますので、そういう意味では本当に苦慮します。戸数の考え方については、先ほど私述べたとおりでございますけれども、住宅政策という面からどういうふうに捉えるのかということについては、これは自分なりに考えてみなくちゃならない点もあるんじゃないかということを感じております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）何か町長をいじめように聞こえますから、私、嫌なんですけれども、ただ私、納得いかんことは許せないたちなんで、納得いくまで話をしたいと思うんですが、町長、同じことをまた続けているわけ。しんどいとか、苦しいとか言うものじゃないです。そうやって話し合ってやっていきますという姿勢こそ見えんというのが、僕は腹立つわけよ。なぜ、何がそうさせているのかというのが。どこにそういう根拠があるのか、原因があるのか。

普通はそうでしょう、町民のためになることなら、私は県へ行っても、何とか頑張っていますというぐらいの姿勢じゃないかね。もう全然、門戸は開けない、何ぼ言ったって。同僚議員も何回もその話が出てきて、総務委員会でもやったけれども、全くそれ、しようとしがない。だから、なぜかと聞いたら、いや、住み替えで50や、住み替えで40じゃとか、そんな話ばかり。そうじゃないでしょう、基本計画にはこう書いてありますでしょうと言って、いや、そうじゃない、私はこう認識していましたとそんな答弁。そんなことで納得できるはずはないじゃないですか。本当、困ったもんですね、これ。

本当に、あえて積極的に行動しないのも不作為行為なんですよ、行政が。不作為行為というように指摘をしないといかんですよ。もうせんのだったらせんとはっきり言ってください。答弁してください。この問題についてはもう取り合わんと、もう私は知りませんと、はっきり言うんだったら言ってください、そのほうがすっきりしますから。やるんだったらやる、やらんのだったらやらんと、はっきりしてくれと私、思います。答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）やはり本山町の町内全体の住宅政策の中で、この問題も考えなくてはならないというふうに思っております、そういう観点からは検討してまいりたいというふうには考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）住宅政策に基づいてこの基本計画ができていると、さっき基本計画読み上げたように。だったらやらないかんのじゃないですか、また別途に住宅政策を立ててやるということですか。

どうも分かんですね。この計画が単に改良住宅の建て替えて、住み替えの計画だけでそうやりますよと、基本計画だったら、それは町長の考え方でいいと思いますよ。それだったらやむを得んですねと私言います。そうじゃない、全体的に考えて戸数は設定しましたよと、住宅政策も含めて決定しましたよということを基本計画に書いている以上は、基本計画として更新住宅プラス住宅政策、その住宅政策として更新住宅として建てられるというんだから、構わんでしょ。更新住宅の政策で一般住宅というのも建てられるということですから、それいかんと書いてないんですから。なぜかといったら、公営住宅もあつたわけですから、ここに。それも含めて考えていきよつたわけですから。

公営住宅、今、全然話に乗っていないでしょう。あれ、公営住宅も含めてかまんと、書いていますよ、これには、本当は。ところが、更新住宅の金では、公営住宅は建てられませんのでのけますよと、その分が4戸分のけたんですからね。ところがそうじゃなしに、公営住宅も含めて建てられるということだったら、更新住宅なども含めて構わんとするんだら、その数字が成り立つわけだから。

町長、原点に戻って、もう一回協議をするという姿勢は打ち出せませんか。原点に戻るといのは何にも難しいことはない。もう家は既に40戸建っているわけですから。あと残りの分をどうしていくかということ、みんなで相談しようじゃないかということだから。

（「ええ、それはもう」の声あり）だから、そういうことを言ったら、それはもうこんなに僕が言う必要ないのよ。今後の対応については、県とも相談しもって、地元、それから議会、一緒に考えていきますと言えば、それはもう次の質問に移れるのに、もうこれ先進まんが。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）総務常任委員会でも、この問題については約1年ほど経過しているの

で、執行部において何らかの対応策を講ずることを強く要望するというふうに要望を受けております。これは今後も議会の皆様とも、それから地区の皆様とも、やはり回答というか、考え方をかっちり持ってじゃないといけないと思いますけれども、その考え方については議会の皆様とも、今後も、総務常任委員会でもご指摘を受けておりますので、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） 行政の継続性というの出ましたけれども、町長はそれについては前の町長の引継ぎ事項については、違法性があるとか、瑕疵があるとかいうことは何とも言えませんとこういうこと。ということは、引継ぎを受けたことが、実際問題として妥当かどうかということも、それならできていないということですか。

町長は、受けたということは、前町長の考え方は正しかったということで引継ぎを受けていると解釈をせざるを得んことになりますよ。そうでしょう。それだったら、その時点で、これはおかしいんじゃないかと、こう言わないかんわけだから。まだ正式な文書で来ていないとか何とか言うんじゃないしに、もう受けたということを何回も繰り返したということは、それが正しいものだ。それを受けておいて、議会には50戸を40にすることではありませんという発言をしたということは、これはどういう意味ですか。

○副議長（澤田康雄君） 執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 引き継ぐと言った時点では、制度の趣旨からいって40戸に変更しておるということで、ああそうかというふうに引継ぎを受けました。予算については、これは補正予算の際に質問を受けましたけれども、50を40にすることを、この議決で求めるものじゃないということについて、議員からもご質問を受けたいと思いますけれども、私はあのときに、3年度の予算を見たときに、2億余りのお金が無執行になっていると……

（「いや、それは言うて分かっているから、言い訳はいいから」の声あり）それについては、これはもう補正予算で落とさざるを得ないということで、それを落とすことによって、50を40に議会に求めたものではないということをお話ししました。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） 町長、そういうのを詭弁というんですよ。詭弁、いいですか、いかんですよ、重要な問題をそういう言い方したら。あの時点で誰もがそんなこと思っていないですよ。

50戸を40戸に計画変更するものではないと、だから、金額的にだけ落とさせてくださいということだと思って、みんなが考えて、当時の議員さんはしているんですよ。そうじゃないよと、数字を落としたのはそういう意味じゃなかったよということじゃない、数字を落とすことは構わんけれども、50戸の計画を40戸にするものじゃないよということを前提だよということを言っているのに、そんなことじゃなしに、数字を落としたからといって、落としたことが50戸を40戸にすることじゃない、あれは数字だけの問題だということ

ことやのに、何かそうじゃないような言い方をするから。

だから、50戸は変わっていないんでしょう、それなら。それだったら、そうじゃないですか。変わっていないということだったら、それで原点に戻るからいいですよ。あの時点でも50戸ということで、私は50戸の数は変更していなかったと思って言っていますというんだったら、構わんですよ。あのとき時点でも、40戸と私が思っているというんだったら、それはまさに詭弁だと、私、言うんです。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私は40戸に変更しておるということを知っていましたので、引継ぎで、おとしになりますか、12月末に引継ぎを受けまして、年が明けて、令和3年度の予算を見たときに、予算が残っておるということについて、私はびっくりしました。ただ、議会へ諮ったときには、これは議会の議決で、この予算を落とすことが50を40に落とすことの議決を求めるものではないというのは、そのときに説明したと思います。

あわせて、先ほど話がありましたけれども、令和3年5月でしたか、計画変更したときに、少なくとも計画を変更するのであれば、予算も整合性を取って、落とすべきじゃないかと。そこできちっと説明をするべきじゃなかったかというふうに思うという話もそのときにさせていただいたんじゃないかと思いますが、計画変更と予算の整合性が全然取れていないということについては、私もいかなものかと思いましたが、あの時点でおわびもさせていただいたというところがございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それは論理のすり替えです。町長、いかんですよ、それは。残念ですよ、そんな答弁は。

予算をおとしたら、その予算どおりでも計画が変更になっちゃうものだという発言なんです。だから40でしょうという論理になるんです。前に落としていなかったから今回落としたと、だからもう50が40になっていますでしょうという言い方なんです。今の。

そうじゃなくて、あの財政処理の苦しみの中で、町長が何とかしてこれを減額しとかなきゃいかんという必死の思いで、50を40に計画変更するものではないということを私は確認した上で、同僚議員に話をしてゲットしちゃうから。私が仲介人だというんだ、あのときは。そんなニュアンスじゃなかったです。そのときは。計画変更するものではないですねと言ったら、そのとおりですとこう言って答えた。私が当事者ですから。

町長、だからそのときに町長が言うべきことは、もう40に計画変更されていますから、予算も計画変更しなきゃいけませんと。だから予算も計画も全部40になりましたよというて言わなきゃいかん。それやったら。そうじゃないです。そんなこと一言も言うていないから。この議場でそういう詭弁的なこと、それから論理のすり替え的なことを言うて、繕いじゃいけません。それは。

だから僕は町長の性格とかいろいろ考えた上で一度原点に戻って、50戸のほうを起点



にして、それでどうするかをみんなで話し合ったらどうですかという提案もしている。しかし、それも受け入れられないですか。受け入れていないじゃないですか。いつまでも40じゃ、住み替えじゃ言うて、そういうことすらもしようとしない姿勢は何がそうさすのと私は聞いているわけ。町長からいえばかなり私、人生経験もあります。もう間もなくお迎えが来るのが年代になるから。

しかし、このことだけははっきりしとかんと、本山町政に汚点を残すことになるから。1回原点に戻ってやり直すことによって、新しい道も私は開けてくると思うんです。町長、もう1回だけ聞きます。1回原点に戻って地元の皆さん、議会それから県を交えて解決策を考えていこうじゃないですか。この提案を議場における、一つ大きな成果として私は残しておきたいと思うが、町長の考え方を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私もこれは何らかの解決をしなくてはならないというのは、もう同じ思いでございます。引き続き議会の総務常任委員会でご指摘も受けております。議会の皆さんともご相談をして、解決策については探っていきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）もう堂々巡りになってもいけませんけれども、公共事業に対する大きな心構えがあります。いいですか。理にかなない、情にかなない、法にかなう。この三つが公共事業に携わる者の基本的な考え方でなければいけません。理にかなない、理屈です。理屈、論理にかなない、それから、情、人々の心にかない、それから、法に違法しない。法律的にもちゃんとかなっている。理にかなない、情にかなない、法にかなう。こういう公共事業に私はすべきだと思います。町長のこれからの対応に期待をしています。もし、そういうことが十分果たせなければ私どもは議会の同志と共に、逆に特別委員会とか百条委員会とかそういうことまでもしてやらなきゃなりませんので、そういうことはしたくないので、これは議会、執行部と協力してもらって解決をしていきたいとこう思います。

次の質問に移ります。

（「あ、いいですか」の声あり）決意表明かい。はい。

○副議長（澤田康雄君）澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今の話は非常に耳に痛くて、私が就任したときに言った言葉でございまして、法にかなない、そして理にかなない、それから情にかなうということを、就任したときに話をさせていただきました。公共事業というのはそうじゃなけりやいかんと。そういう意味では同じ思いでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それでは、こればかりになったら後、時間があまりなくなってきたので次、産業振興やいろいろありますけれども、まず、昨日出ている新本山大橋の件についてお聞きします。

昨日、話に出ておりましたけれども、答弁の中に出てこなかったですが、新本山大橋の工期の遅れについての損害賠償、それは契約書にはどうなっていましたか。まず、それを聞かせてください。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）工事の中止に係る費用の件であると思いますが、契約書のほうに工事の中止について第20条に規定をされています。20条の3項ですが、工事の施工を一時中止させた場合について、必要があると認められるときは工期もしくは請負代金等を変更して、受注者が工事現場等を維持するための費用、その他施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたときには、負担をしなければならないという部分があります。それに該当すると思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ということは契約書にはそう書かれているということですね。町長名で工事の一時中止に対する通知というのが9月17日付でなされていると思いますが、まず、それが間違いないかということ。それで中止の理由というのが、隣地地権者との協議に不測の日数を要するためというのが中止の理由であったというふうに理解をいたしております。

ただ、いつまでに解消するとかいうことは書いていなくて、当然それを書いているだけで、この時点で工事はもう既に中止をされていると。8月31日付で契約をしているというふうに調査では出ていますので、9月17日、2週間ちょっとでもう既に中止を出したということです。それで、工事中止期間が契約の10分の5、2分の1以上になった場合には損害賠償をしなきゃいけないと、請求があればしなければならないとこういうことになっていますので、それはもうそれに対応していくと思うんですが、昨日、町長はまだ話がついていないというようなニュアンスで言っていましたが、これ、いつでも工事に取りかかれるような状況なんですか。それとも、まだちょっと日数を要するという事なんですか。ちょっと答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この間、私自身精力的に関係を持ち、協議も進めてまいっております。昨日も申し上げましたとおり、町の対応が駄目だったというふうに私も大きく反省をしております。工事着手につきましては、ほぼ着手できる見通しを立てておりますので、暫時工事に入りたいというふうに思っております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）見通しが立っているということは、もう話がついたということかね。ついた。いや、はっきりしていないよね。ついた。本当についたかな。ついたんですかね。それ、いつついたんかな。ちょっと分かっておれば。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）先週の土曜日にもう相手方の弁護士も交えて話もしておりますし、昨夜も話をさせていただいております。こちらのきちっとした対応が遅れてきておるということがございましたので、精力的に対応してまいっております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）今年1月24日に1回、話がついたんですかね。1月24日に話がついていましたか。その時点ではまだついていない。1月24日頃。まだずっとついていないのが継続しておったということですか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）日付は覚えておりませんが、この間、私も六、七回ぐらい、ずっといろんな協議をしてまいりました。その中で工事に着手させてもらいたいと、なおかつ担当課からまた工事のことについては説明に上がって、説明もさせてもらおうということの話をしておりました。それが去年もそうですし、この1月頃にも事業着手について話をしておいております。1月24日頃については、その前あたりにもこちらから不十分でございましたのでいろんな話をさせていただいて、事業着手についてお願いをしていたというふうに記憶しております。

なおかつ、そこは信号の移転もございますので、電柱の移転とかそういったものもそれに併せて順次進めてまいりましたので、ちょうどその頃が事業に、現場に入れないかということについて、検討しておった時期だというふうに記憶をしております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それでは、令和5年1月24日付で業者に対して中止原因が解消されたので、工事に着手してくださいという書類を送付しておる事実があるんですが、そのときにはまだまだついていなかったということですか。話が。

○町長（澤田和廣君）完全にはついていないです。

○10番（岩本誠生君）完全についていないので着手してくれと送ったというのは、ここ、おかしいでしょう。また。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○10番（岩本誠生君）まだ質問中。質問中。いや、質問中。それ、おかしいでしょう。だからそれは僕、昨日聞いていておかしいなと思っちゃったんです。まだ話がついていないのに工事に着手してくれということが、連絡があったということで、それやったらはよするかなと思ったら、なかなかせんからどうしたんじゃということになったら、話がついていなかったと。ついていないのに送っちゃうかということになるんです。これ。

それと、これほど延びたことによって信号の工事は工期、県の公安委員会やったときにも

案外向こうもかちかちしているんですが、繰越しは認めてくれたんですか。これどんなほう、うっても。気、長いなと思って思うんですが、そこらあたりどうでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）公安委員会のほうも、繰越しについては手続を進めていただいております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）了解しました。

このことについてあまり深く追求するつもりはないけれども、やっぱりかっちりしておいてください。こういうのは、まだ話ついていないのにつきましたいうて言って、業者が文書が行っちゅうようでは、ちょっとやっぱりそれこそ行政不信、信頼関係が崩れてくるおそれがありますので、まだついていない、昨日聞くと9月ですか。今度完成予定が。9月頃で答弁が昨日、まあええですわ、それ。とにかく遅れるということだね。橋が。本当に人に聞かれて説明のしようもないというような状況ですが、まあこれはええとして、次、いきます。時間がなくなっておりますので次いきます。

それから、町長の施政方針の中で大事なこともありますけれども、また次へいきます。町長の施政方針の中で高校の寮の南側の山、高校の寮の。これ施政方針の中でやりますとのっておりましたけれども、もう3年もほったらかしになっちゃったので、ほったらかしじゃない、交渉をしておったということですから、うまいこといかなかったということで、やっと話がついたということですから、いつやるんかとはっきりしてください、これ。土佐町からも再三言われています。それで、町長が施政方針で述べたからやるということは分かったんですが、いつやるか分からん。期日を明確にしてください。何月頃までにやると。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）高校の南側の山につきましては、2名の所有者の方がおまして、その方との協議を進めてきておまして、協議が調いましたので当初予算に計上しております。5月には入札をしたいというふうに考えております。三月ぐらいはかかるのではないかなというふうな。

○10番（岩本誠生君）三月。

○副町長（高橋清人君）はい。最大で。天候等にもよると思いますけれども、そのような返事をいただいております。

○10番（岩本誠生君）了解。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）早明浦ダムの関係がありますけれども、これは同僚議員が何回もやりましたから、左岸の展望台の問題。これ、水資源機構には上がる道、あれを整備くださる

ように要望したらいいんじゃないかと思うんですが、車がなかなか1回で回れないという状態ですので、それとキャンプ場にするならキャンプ場にするなりのやっぱり対応。何回も同僚議員、言っていましたけれども、土佐町側の対応と本山の対応が全然対応の仕方が違うと。妙に力の入れ方が違うというふうな感じがします。ですからそこらあたり、もっと交渉することを恐れてはならん。どんどん交渉してもらいたいというふうに思います。

次、年間6万を超える来訪者があるモンベル。6万ってすごいですけども、それが本当に来ちゃうんじゃないかと思うが、あんまり遭遇したことないんで分かんませんが、6万人を超える来訪者があるモンベル施設ですが、本町への実質的な経済効果というものはどれだけ出ているんだろう。例えばさくら市の売上げがぼーんと上がったとか、周辺の商店街とかスーパーとかいろいろ売上げがあったとかいうような形、実質的に、ああ、あのモンベルが来てよかったなという状況が出ておるかどうかということ。

それと、これ政策企画課長にもお話をしたんですけども、地元からの業者の納入について、野菜とかそういうものは買ってくれているかも分かりませんが、お酒類が酒販組合なんか全然買ってくれないと。もう前の四季菜館は交代で酒屋さんも回して買うけれども、買うてくれないという言いようですが、この件については解決の方向へ向かっていますでしょうか。それも併せて答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）10番、岩本議員の年間6万人の実質経済効果についてご説明させていただきます。

令和3年度、モンベルの施設への実質効果の指数として消費額を求めております。具体的に言いますと、県の統計資料の中に県外観光客の動態調査というのがございます。その計算方法を用いて土佐れいほく観光協議会が嶺北地域の各施設から把握した資料、これ単価になります。試算すると町外観光客6万人に対する消費額として、およそ10億円程度になります。効果になります。

ただ、私自身もちょっと思っているのが、国道周辺のさくら市、それから店舗などにはお客さんが増えている状況もあつたりはするところですが、市街地の町なかとか集落活動センターありますが、そういった波及効果はまだまだだということで、これからの課題だと思います。

後段の、ご質問がありましたところでありまして、議員ご指摘がありまして以前の四季菜館と今回もアウトドアヴィレッジ本山の形態が違うところでは、町の形態が違うところではありますが、酒販組合と指定管理者側との話合いの場を、商工会の方に入っていて話合いの場を3月9日に1回行っております。酒販組合の代表の方と指定管理者側の店長よりも、こういった場所がなかなかなかったというところで、いいきっかけになったということでありたいという声も聞きまして、双方でまたそれぞれの意見交換をする中で課題も出てきました。話合いを始めたところでありまして、こういった話合いを進めながら、先

ほど言いましたようにレストランのところにお酒を回せる仕組みができていかないかという  
ことで、引き続き意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

そういう方向で進めてください。それから、実質、見えませんが、それぐらいの経済効果があるということはすごいことですね。ぜひとも町なかへもそういう方が導入できますように、ご努力をお願いしたいと思います。

次に、新庁舎に関する事で町長が誰もがいつでも気軽に立ち寄れ、気軽に相談できる役場にしたい。これはもう誰もが、私どもも一緒と思うことです。そのためには同僚議員も指摘をしておりまして、町長も言っていましたけれども、接遇ですね。挨拶。これを何とか徹底できるような施設の雰囲気をつくっていただきたい。職員間でもやはり挨拶をし合っていくということも大事でしょう。

私どもはまず行って、あちこち訪問しますけれども、行って一番うれしいのは挨拶をしてくれる。いらっしゃいとかこんにちはとか言って声をかけてくれる。これが一番うれしい。まずそこから始まる。そこから、あと、応対したときの言葉遣いとか様々、笑顔とか、これ住民の皆さんが本当に喜んで行けるといったら、やっぱりそういう雰囲気です。外はよくなったが中は変わらんとやれんように、やはり中もぐっと明るい、いい役場に心機一転できるように町長を先頭に頑張っていただきたいと。

これ、町長がそうしたいというわけですから、我々もエールを送らざるを得ない。だから気軽に立ち寄れる役場にしたいという町長の願いがぜひとも実現しますように、これは我々議員も当然礼儀正しゅうにしていけないかと思っています。皆さんも一緒にそういうことでやっていきたい。これも時間ないから答弁は求めません。そういうことでひとつ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、大項目に移ります。

2番目、防災関係について。

まず、本町に公費で防災士の資格を取った人が30人近くいるというのは、この前聞きましたけれども、これ組織化されていないために、ただ単に資格を取っただけでいらっしゃるということで、よそではやはり防災士会の組織を立ち上げて、いろいろな形で活動しているという情報が入ってきております。

本町もぜひとも防災士の組織を立ち上げたい。そのためにはどうしても町のほうのご指導もいただいて、町のどこかにちょっとした事務局的なものを設置していくこと。防災担当の方に事務局を持ってとかいうような形でいくとかいうことで、これ、立ち上げる方向で考えていきたいと思いますが、ぜひともご協力、また、組織化に対する対応をお願いしたいと思います、町のほうの考え方をお聞きしておきたいと。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

防災士の町内在住者につきましてはリストがございまして、現在30名の方がおいでます。資格を取得された方が30名で、この中には当時本山町におられて現在引っ越し等でおられない方もおいでますけれども、議員からもありましたとおり二十数名の防災士の方がおいでます。

防災士の組織化につきましては、議員からも再々ご要望とご提言をいただいておりますところで、そのとおりやはり組織化して取組を進めていきたいと思っております。実は先日、2月6日に高知県の南海トラフ対策課のほうから、防災士情報の提供及び防災士の連絡会の設置という文書が届きまして、これを拝見しますと、県でも市町村の防災士の連絡会的なものを設置して連携、協力を図ったらどうかと。組織化に向けては一定補助金も出すという文書が届いております。議員からも、県等でもこのことについての発信もあったかと思っております。補助要綱を研究して、ぜひ近い令和5年度には組織化して連携を取っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。ぜひそのようにお願いをいたしたいと思っております。防災士の組織化については私も尽力したいと思いますので、よろしく申し上げます。

2番目、これ何年か前から始めていますが、年次計画で避難場所の標示灯、太陽光の電池とかいうものを設置した常夜灯みたいになるわけですが、標示灯を設置することを続けておりましたけれども、その後、避難場所等への設置は継続されておりますでしょうか。

そういうことと、それから防災関係の必置、これはもうどの町村でも今、持っています。ドローン。防災、それから災害の状況調査等にも非常に威力を発揮するというので、今、防災士会の講義でもドローンの操作なんかも講習会をやったり、それから、民間の業者の方の何か所か、そういう道路調査の訓練をしているところもあります。

簡単に覚えられるそうですが、ドローンの購入についてこれは前に町にドローンをとったら、森林管理署にあるというような答弁でした。ひとんくにあっても間に合いませんので、できるだけ自分のものへ。農業公社にもあるというけれども、農業公社とはまた場所が離れているということもあって町有のドローン導入について、これも補助金が多分つくぐらいになっていると思いますが、それも踏まえて、制度を利用してというようなことも踏まえて導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

まず、避難場所の標示灯の関係ですけれども、この間、平成29年度から設置をしてきておまして、現在四つの集会所に設置をしておるところであります。この設置につきまして

は、避難所運営マニュアルの作成を通じて、地域の自主防災組織の方がいろんな装備を整える中で、ご要望に基づいて設置をしておるところであります。引き続き地域の自主防災組織からの要望、そして、標示灯を設置しないかという提言もいたしまして、補助金を活用して設置していきたいと考えております。

2点目のドローンの導入につきましてですけれども、昨年の議会で別の議員からご指摘もありまして、その際に申し上げましたけれども、まちづくり推進課で森林活用・解析用のドローンを2基導入しております。災害時に避難箇所の確認ができるよう、活用ができるよう現在整えております。この導入したドローンにつきましては免許不要の機体でありまして、職員でも操縦が可能であります。担当職員及び防災担当者が操作の方法でありますとか、操縦についての研修も受けておるところであります。万一のときにはこのドローンを活用して、災害の対応に当たっていききたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）本町にある2基のドローンについても活用の方法はあろうかと思っておりますけれども、災害用という、物品が輸送できるくらいの能力のあるドローンもあるようでありますので、それも含めてまたお願いしたいと思っております。

それから、標示灯は防災の灯台と言われております。灯台。真っ暗い、もう震災の中の真っ暗になって何もかも見えないときに明かりが見えて、そこを目指して避難すると言われておりますので、ぜひとも各避難所に設置できるように、年次計画でも設置を促進していただきたいというように思います。

あと、新庁舎にいざというときの防災機能を発揮できる施設にしたいということを町長は述べていらっしゃいます。これは当然そういう防災拠点としての庁舎の在り方というのは、これはもう大きな、重要な役割を果たすわけですが、一体何を機能として備えておるのか。例えば非常食であるとか、それから非常電源であるとかいうようなもの、それから物品も含めてですけれども、そういうものの備蓄もそうでしょうけれども、何かほかに庁舎の持つ機能を利用した、防災機能の強化というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。何か防災機能の強化と書いていますので、何をされるのかなというふうに注目をしておったのですが、ちょっとそこらあたりの状況をお聞かせいただけたらと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

新庁舎、現在防災機能を備えたということで整えております。耐震安全性についてご紹介をさせていただきます。国土交通省が定めました官庁施設の耐震基準における耐震安全性の分類の中でも、最も高い条件を採用した庁舎となっております。これは国が定める官公庁の耐震安全性の分類の中でも基準以上の耐震性を有しており、震度6強から7クラスの大地震が起こったとしても、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる、必要な設備機能を相当期間継続できる仕様となっております。



また、本庁舎には72時間の連続運転が可能な非常用の自家発電機を備えておりまして、発災時も災害対策の指揮、情報伝達を行う災害対策本部機能を確保しておるところであります。災害対策本部の設置場所につきましては、3階の議場、大会議室を想定しておりまして、そのほか令和5年度に新庁舎の移転に併せて地域防災計画の全面改定を予定しておりまして、組織体制の見直しを図って防災機能の拡充に努めてまいりたいと考えております。ご指摘のありました万一の際の備品についても、この中でさらに研究をして備えてまいりたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）分かりました。

まだまだ庁舎としての防災機能というのは、まだグレードを上げていかないかんというふうに思いますので、今後、我々も研究をした上でいろいろなものについては、ご提言申し上げるようにしたいというふうに思います。

次に、3番目、教育関係に移ります。

○副議長（澤田康雄君）はい。

○10番（岩本誠生君）時間まだあるかね。

（「まだあります」の声あり）ありますね。どれぐらいある。

（「30分ぐらいあります」の声あり）30分。えらい余計やっていないな。もっともうないかと思ってまった。30分。はい。

それでは教育関係1番目の、この前に発表された県の教育関係によりますと、県はデジタル、今はデジタル、デジタル、はやりものですが、デジタル技術を活用した学力向上対策の強化を図ると。児童・生徒の理解度に応じて出題されるAIデジタルドリルの実証研究を行うと、こういうふうの方針を述べております。県内全ての小・中学校に普及させて、今後もこれについての学力向上を図っていくと、こういうことのようにあります。

AIのデジタルドリルということになりますと、多分タブレットか何かでやるのかなと思うたりもしますが、これについて今までも各小学校、中学校はドリルという、昔懐かしい紙のドリルで勉強しておった経緯があります。これがやがて時代の流れとともにこういうデジタル化の影響で、デジタルドリルというドリルでやるのかなと思うんですが、本山町としてはこれに対する今後の取組、多分タブレットは全児童に行き渡っているというのは前に聞きましたけれども、こういう対応はもう十分できているのか。それとも、そこらあたり今後どういう取組をしていくのかをお聞きしておきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）10番、岩本誠生議員の質問に対し答弁を申し上げます。

デジタルドリルの今後の取組についてでございますが、令和5年度、県では議員もおっしゃいましたように児童・生徒の理解に応じて出題されるAIドリルを用いて、組織的、計画的に帯タイムや放課後、家庭学習等で繰り返し活用するなど、学力補完の効果的な方策を研

究するということにしております。また、この効果的な活用方法を普及することで、県全体の学力向上を目指すとしております。ドリルを行いまして、生徒の答えを基にAIが生徒の理解度、進度に応じて適切な問題を出し、問題が解けなかった場合どこでつまづいたのか課題を把握しまして、遡って学習することができる学習教材というふうにお伺いしております。

令和5年度は数校の指定をしまして取り組む事業でございまして、2年間その学校で指定を行うこととしておりまして、その内容、成果につきましては、研修会あるいはホームページ等で積極的に発信をしていくというふうに予定しております。この状況を見ながら学校とも情報交換を行い、また、担当教育事務所とも連携して情報の収集をしていきたいというふうに考えておりまして、この効果につきましてはちょっと見ながら、有効に導入に向けていきたいというふうに考えております。本町では現在、全校にタブレットを配置しておりますが、タブレットを用いた学習用のドリルは既に導入しておりまして、小・中学校で活用しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ということは教育長、タブレットでの学習ができるので、あと、このドリルの中身というものが送られてきて、それをやるようになるから、設備とかそういうものを新しく設置する必要はないということですか。それで中身が分かりませんけれども、よくある何とか、スタディサプリか。あんな感じのものになるのかなと思ったりしますが、ドリル的に思いますけれども、これはまた出てきてみないと分かりませんが、本町として受入れはまず心配ないと、こういうふうに考えてよろしいわけですね。何の対応もする必要もなく、すぐ受け入れられると、この制度はOKだということでもいいんですか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）周辺機器につきましては、特に問題ないというふうに思っております。スタディサプリで各学校のほうに回ってくるものと思われております。ただ、内容については今後ということになります。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）了解しました。

まだ来ていないので実証研究ということですから、どういうふうになるか分かりませんが、ぜひとも対応して学力向上に努めていただきたいと思います。

次に、寺家地区を限定して話をしているのですが、寺家地区にかなり前に遊び場がないというので、子どもの遊び場をぜひともお願いしたいということで、しゃくなげの寮がある下に県有地があると。あそこは今、空いているので、あそこを利用したらあそこへ遊び場ができるんじゃないかと、こういうふうにお願いでどうやろうかと思ったら、その話がないのでそのままになっているんじゃないかと思えますけれども、やはり子育てのためにはいろ

いろの支援も必要であります、そういう施設、設備ということも重要な要素を持っているわけであります。

ですから子育て対策のために、やはり遊園地というのは近隣にあったほうがいいと。そのときの答弁は研究してみるけれども、吉野運動公園があるやないかという答弁がありました。かなり遠いです。車を持っているご家庭じゃないなら、連れて行って遊ぶすわけにいきません。すぐ近所で遊んできなさいやというわけにはいきませんので、そういうことを考えた場合は、やはり徒歩で行ける遊び場ということがあればいいと思って提言を申し上げたのですが、あそこ、県有地以外にもあれば別に問題はないんですけれども、そこらあたりの寺家地区への遊園地の設置、遊園地というか遊び場の設置についてどのように対応を考えていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）答弁を申し上げます。

提案をいただいております遊び場の設置でございますが、検討をどうかという提案いただいている場所につきましては、その周辺に今、福祉関係の活用もちょっと検討ということもございまして、もう少しその場所につきましては検討が必要ということで、お答えをさせていただきたいと思います。地元の方々のニーズも含め検討もしていきたいというふうに思っておりますし、今後も子育て世代、そういった皆さんと意見交換もしながら、検討していく必要があるのではないかとというふうに考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）県のほうとの、前にちょっと話したらいつでもOKよというような話、出ていましたので借りられるかなと思ったら、まだ上のしゃくなげさんのほうが使うような用途を考えているとすれば、またそれはそれなりに別のところも考えていかなきゃいかんと思うんですが、とにかく遊び場がないというのが地元の子育て世代の皆さんのご意見のようでありますので、ぜひともこれ対応していただきたいというふうに思います。

それと、これは直接これに書いてありませんけれども、五区のところの新しくできた更新住宅の前に、それこそみどりの広場というのができておりまして、緑で舗装されたところなんですけれども、あそこ、子どもが時々自転車で遊んでおりますけれども、殺風景そのものでブランコもなければ何ちゃあないということですが、あそこは子どもの遊園地的な、また遊び場的な要素として、そういうちょっとした遊具とかを設置するような予定はないのかということをお伺いしておきたいと思いますが、もし答えられればで、通告ないからそんなものは知りませんというんだったら、それはそれでいいんですけれども、もしそういうことを何か将来考えておりますよとか、全くそんなことは考えておりませんでしたら、考えておりませんという返事でもよろしいですが、ご返事をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）今のところ計画はありません。ご要望というかご提言ということで研究をしていきたいと思えます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）あるという話も聞いていませんでしたので、多分そういうご返事だとは思ったんですが、ただ、本当に広場そのもので殺風景そのものなんです。だから何かベンチの一つでもあれば高齢者でも行って、座って話もできるのになと思うたりもしていますが、何か有効な活用を考えていくべきじゃないかなというふうに思えます。

せんだって子どもがバスケットボールの台を持って行って、あそこでやりよったようですが、そこは町有地やけ、そんなものを持ってきたらいかんというて断られたということで、また自分のところの家へ持って帰って倉庫に入れちゅうようですが、そういうこともそれは町有地やけ、勝手に個人のもを持ち込んだらいかんよというお叱りを受けりゃあそれまでですけども、子どもとしては広場やから、あそこで車も来んし遊んだらいいなと思っただけなのに、そういうことで言われたとこういうことで、ちょっとショックを受けとったようですが、何かそういう配慮もまた考えておいていただいたらというふうに思えます。遊園地については、子育てには重要な案件でありますので、ご検討いただきたいということを重ねてお願い申し上げて、強く要請をしておきたいと思えます。

次は学校の、嶺北高校の魅力化の問題です。最後にこれを取り上げていきたいと思うんですが、高校の魅力化ということで、れいほく未来の協議会等がご努力いただいて、県外からもたくさんのかというか10名ですけども、生徒さんが入ってきております。しかし、地元の進学状況はなかなか波があって芳しくないというようなことを、この前の高校の運営協議会という会合で話をお聞きいたしました。

平成29年、まだできていない頃は両校、土佐町と本山で39%、このときは非常に少なかったようであります。39%の入学者だったようです。嶺北高へ。それで平成30年では58%、39%、あ、ごめん、39%。30年には58.7%、令和元年で63.4%、令和2年で62.85%、令和3年で12名ということで数字として70%、目標値ですけども、それも到達しておりません。

令和4年、今回の入学では53%ということで37名中17名、令和3年度は65%で嶺北高の目標値に達したということでありまして、卒業生、土佐町、本山合わせて48名中31名が入学されたということ。65%ということであったようですが、令和4年でまた下がって37人のうち17名、まだ発表になっていないですから予定ですけども、53%というようなことであります。

ということは本山町のほうの嶺北高の進学状況はどうかなと。これ今高校ではどうですかと聞いても言わんようですね。どこの学校からどれぐらい来ちゅうとかいうて言わんということらしいんです。だから総数でのことは言うてくれましたけれども、37名ということでありました。卒業生が。そのうち17人。それから、県外から来るのが10名とかいうか27名の今度、全員通れば新入生ということになるわけです。

だんだんとやはり地元での子どもたちが少なくなっておるという状況でありますので、進学率を上げていかないかんといいことですが、クラブ活動であったり、ご家庭の事情であったり様々なことで、なかなか嶺北高への進学ということには行かないよという人もおるかも分からんけれども、できる限り何とか地元の高校への進学、嶺北高の魅力化をどんどん図っていったって、進学率を上げていくということも必要だと思いますが、これに対して本町のお考えをまずお聞きしておきたいと思ひます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）10番、岩本議員の質問に対し答弁を申し上げます。

進学率でございますが、進路の選択でするので難しいところもございますが、現在、学校、地域、行政で共に取り組んでおります嶺北高校の魅力化をさらに進めまして、地域での進路に結びつくよう学校、地域関係者と協議しながら取組を進めていく、さらに取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

議員おっしゃいましたように土佐町、本山町の連携校からは今回進学状況につきましては17名、53%ということで、僕の手元のほうでは全部で33名の卒業生であったというふうに認識をしております。本町につきましては本年度、これも進路それぞれでございますが、部活動の関係であったり家庭の関係、あるいは普通科以外の高校の選択、それぞれ進路について町外を選考された生徒は例年より少し多くなっております。したがって嶺北高校への受験者数としましては、4名が受験をするというようなことをお伺いしております。本年度は特に卒業生の生徒数が嶺北高校、議員の皆さんも参加されておりましたが、12名と少ないということも、一つの要因であるのではないかといいふうにも思っております。

高校ではやはり地元の高校を選択に向けて体験入学、あるいは中学校への説明会を行っているところでございます。魅力化のそれぞれの内容についても、その時点で説明をさせていただいております。また、いろいろな意見の中には進路を早くから決めている、小学校の6年時あたりで説明をするのも、いいのではないかといいような意見もいただいているところでございますので、今後、高校等とも話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）今、教育長からご指摘をいただきましたように本年17名の、33名と言いましたけれども、私の頂いている資料では32名になっています。高校からの資料では、32分の17。1人増えたのかも分かりません。取りあえず大きな数字じゃないです。33名ではなかったという、これは数字を訂正させていただきたいと思ひます。

こういう状況でだんだんと少なくなってきたおるんですが、寮の定員の関係で10名以上がなかなか来られない状態になっています。これ前の町長のときにもお願いしたんですが、土佐町とどうも温度差が、土佐町はまあ10名でいいよというふうな考え方。寮へ入る

ぐらいでいいよという考え方なんですけれども、本山町はこの前の前町長は下宿を紹介してもそれ以上の人でも受け入れて、本山はやるスタンスですよというような意思表示はされておりました。

今回も、澤田町長もそういうお考えだと思うんですけれども、独身寮と思って期待をしておったら、あそこへ何かできたのはいっぱいになったようです。建つとすぐいっぱいということで、また違うところを建てないかとかということでもあります。しかし、本山町のスタンスはやはり地元にある高校として、県外の方も10名以上来てくれれば大歓迎だという、やっぱりスタンス、そういう姿勢を持っていただきたいと思いますが、町長、そこらあたりのご所見を承りたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）この嶺北で学びたいという子どもさんにつきましては、何らかの受入れ体制について検討していかなければならないというふうに思います。それは今までとも同様の考え方でございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）分かりました。

ぜひともそういうことで本町としてのご努力をお願いしたいと思います。

以上、通告をいたしておりました一般質問は終わりたいと思います。先ほど申し上げましたように、非常に意義ある最終の今議場での一般質問でありましたし、町長とは白熱した議論が展開できたということ。これは白熱するということは、お互い議論をするということはお互いの意思を確かめ合うということ、それから、そういうことをすることによって新しいものがまた見だしてこられるということであって、決してこれは戦いではないわけであり、議論といっても戦いではない。あくまでもお互いの向上のために展開した、この場であったというふうにご理解をいただきたいと思います。

そういうことで、この議場での一般質問は私をもって終了ということになります。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○副議長（澤田康雄君）これをもって、10番、岩本誠生君の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 15：36

再開 15：36

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）ただいまをもって一般質問は全て終了いたしました。
本日の日程を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3時37分 散会